

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	114	03.医療・福祉	指定都市	大阪市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	<p>【保育所】 児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示)</p> <p>【幼保連携型認定こども園】 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項、附則第2項 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)</p>	保育所等における居室面積基準の緩和と特例措置に係る期限の廃止	保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。	第一次及び第八次地方分権一括法等により設けられた保育所や幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の面積基準緩和特例措置は、令和5年3月31日で期限を迎える。当市では、当該特例を活用し暫定的に児童を受け入れながら(※)、あわせて待機児童解消のための施設整備等を進めてきており、平成30年度～令和2年度において、新たに6,339人の入所枠を整備したものの、令和3年4月1日現在においても、なお保育所等に入所できなかった利用保留児童数は2,361人(うち待機児童は14人)存在している。待機児童対策を短期間で実施することは困難であることを考慮せず、仮に、当該特例措置が期限を迎え廃止されるということであれば、当該特例の期限までに順次認可定員を減少させていく必要があり、その結果、当該特例を適用して入所している児童が退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。また、当該特例の廃止に備え、認可定員の減少や施設整備等の予算措置等を行うこととなれば、前もって準備を進めていく必要があることから、令和5年3月31日の期限を考えると、期限の延長については令和3年度中に議論いただく必要があると考えている。(※) 当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり3.3㎡、2歳児以上児1人あたり1.98㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認したうえで実施している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条2号、3号及び6号)及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)7条6項)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和4年度中に政令を改正し、令和7年3月31日まで延長する。</p>	-				

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	115	03.医療・福祉	指定都市	大阪市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙2「Ⅱ-1-(2)」、別紙3「Ⅱ-1-(2)」	保育所・認定こども園の分園における休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員の配置基準の緩和	保育所及び認定こども園において、法令上定められる職員の年齢別配置基準とは別に、公定価格の基本単価に含まれ、充足が求められる休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員について、保育所及び認定こども園の分園においては、分園が本園の近隣にある場合等は配置を任意とすることを求める。また、配置した場合の人員費等の経費については、公定価格の加算により手当てすることを求める。	子ども・子育て支援新制度において、保育所及び認定こども園の本園、分園それぞれについて、法令上定められる職員の年齢別配置基準とは別に、公定価格の基本単価に含まれるものとして、休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員(以下、「休けい保育士等」という。)の配置が必要とされ、市町村は指導監査等を通じてその配置状況を把握することとされている。休けい保育士等の配置は旧制度のもとでは必要とされていなかったものであり、新制度移行後においても、分園が本園の近隣(隣地や道を挟んで向かい側、歩いて数分の場所等)にある場合等は、本園と分園が緊密な連携のもと一体的に運営されており、本園の休けい保育士及び標準時間対応保育士が分園における同様の役割を兼ねることができ、また、本園の専任の主幹保育教諭が分園を含めた園全体の保育計画の立案等を行うため、分園独自に休けい保育士等を配置する必要性は乏しいと考える。保育士の確保が困難な状況の中、必要性の乏しい分園にまで休けい保育士等の配置が求められることにより、新たに分園を開設して、より多くの児童等を受け入れようとする動きが妨げられるとともに、十分な保育士を確保できなかった保育所等による分園の廃止が進んでいる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	116	03.医療・福祉	一般市	富田林市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第4条 児童扶養手当法施行令第1条の2 「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭和55年6月20日付厚生省児童家庭局企画課長通知)	児童扶養手当の受給資格要件の明確化	現行制度では、「父母が婚姻を解消した場合には児童扶養手当が支給することとされているが、離婚調停中であっても既に別居状態にあり実態はひとり親と変わらないような場合についても児童扶養手当の支給の対象とすることが可能であることを明確化することを求める。具体的には、例えば、離婚調停中であっても既に長期にわたり別居状態にあり、実態はひとり親と変わらないような場合についても、「父又は母から引き続き1年以上遺棄されている場合」に該当し、児童扶養手当の支給対象となることを通知等において明確にすることを求める。	当市では、児童扶養手当法に則り、その受給資格について、相談段階からパンフレット等を用いて相談者にわかりやすく説明を行っている。その中で、離婚を希望しているものの配偶者が離婚に応じないため、まずは住民票を異動し、子どもとの生活を送っている(別居状態にある)が、誰からの援助もなく経済的に苦しいとの相談があった(相談者によると新型コロナウイルスの影響もあり調停が進まない状況にあるとのこと)であり、正式に婚姻が解消されるまで児童扶養手当の支給対象とすることができないということになると深刻な困窮状態に陥るものと考えられる。当市としては、児童扶養手当の支給対象とすることができないか検討を行ったが、事情を伺うと現在は離婚調停中とのことであり、「父母が婚姻を解消した場合には当たらない。そこで、「父又は母から引き続き1年以上遺棄されている場合」に該当しないか検討を試みたものの、現行の「遺棄」の認定基準に係る通知(「児童扶養手当遺棄の認定基準について」)では、離婚調停中の者についての取扱いが明らかになされておらず、認定に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	117	09.土木・建築	都道府県	京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第20条、第14条	バリアフリー法における建築物特定施設の追加に関する条例委任	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(本提案において、バリアフリー法という。)第14条第3項において、政令で定める「特別特定建築物」については、条例で追加することができることとされている一方、政令で定める「建築物特定施設」については、条例で追加することができることとされていないことから、バリアフリー法において建築物特定施設の追加についても同項で条例委任することを求める。	バリアフリー法第14条第3項においては、「特別特定建築物」(例:学校、病院、劇場等)への追加等が条例委任されている一方で、「建築物特定施設」(例:出入口、廊下、階段等)の追加については条例委任されず、地方公共団体がバリアフリー化を進めるべきと考える施設について、同法に基づいて建築物特定施設として追加することはできない状況にある。一方、当府では、平成7年に制定した「京都市福祉のまちづくり条例」において、バリアフリー法の建築物特定施設に準ずるものとして、条例で定める特定まちづくり施設の整備項目として「客席」を定め、誰もが音楽鑑賞や観劇等への参加を楽しめるように、車椅子利用者や聴覚障害者等の利用への対応を求めている。このように地方公共団体が条例で独自に法令上の建築物特定施設に準ずるものを定め、規制することは可能である一方、条例上の規定は建築基準関係規定とはみなされないため、条例により独自に定めた建築物特定施設の基準適合性については、建築確認の手法とは別に行っている。建築基準法に基づく建築確認の手法と条例に基づく協議が同時に進行することにより、一方の手法で受けた指摘をもう一方の手法の書類に反映させなければならず手戻りが発生するなど、申請者にとっても、法に基づく手法と条例に基づく手法を2回行わなければならないことは負担となっている。なお、条例に基づく協議が終了しないままに建築確認が終了し申請者が工事を完了させてしまう事例もある。建築物特定施設の追加がバリアフリー法で条例委任できない理由はないと考えることから、地方公共団体がバリアフリー法に基づき地域の実情に応じた建築物特定施設を追加し、当該施設について効率的かつ実効性のある規制を行うことが可能となるよう、法改正を行っていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (36) 児童扶養手当法(昭36法238) 児童扶養手当の支給要件(4条1項)については、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化するため、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭55厚生省児童家庭局企画課長)を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	児童扶養手当の支給要件(4条1項)について、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭55厚生省児童家庭局企画課長)を改正し、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化した。	【厚生労働省】児童扶養手当遺棄の認定基準について(令和4年3月18日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_116	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
5【国土交通省】 (18) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平18法91) 移動等円滑化のために必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設(2条20号)については、令和3年度中に省令を改正し、劇場の客席等を追加するとともに、現行の枠組みにおいても柔軟に基準設定が可能であることについて、授乳場所等の具体的な事例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 また、地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を令和3年度中に設置する。	—	【前段】 ・移動等円滑化のために必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設(2条20号)については、省令を改正し、劇場の客席等を追加した。 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第30号) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等(令和4年3月31日付け国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長通知)において、現行の枠組みでも柔軟に基準設定が可能であることについて、授乳場所等の具体的な事例を示しつつ明確化する通知を発出した。 【後段】 地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を設置することについて、HPにて周知した。	【国土交通省】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第30号) 【国土交通省】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の公布等について(技術的助言)(令和4年3月31日付け国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長通知) 【国土交通省】(別紙)条例による建築物バリアフリー基準への基準付加の事例	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_117	国土交通省住宅局建築指導課・参事官(建築企画担当)付

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	118	03.医療・福祉	中核市	高知市、郡山市	内閣府、デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の116、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号、第30条第2項、第30条の4、第59条第3項ロ、子ども・子育て支援法施行令第4条～第6条、第9条～第14条	子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額算定事務等に係る地方税情報のマイナンバー制度における情報連携項目の追加	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補足給付事業に関する事務手続において対象児童の父母及び扶養義務者の住民税課税情報のうち、地方税情報の「給与収入額」「公的年金等収入額」「本人該当区分(同一生計内配偶者、控除対象障害者、控除対象寡婦・ひとり親、控除対象勤労学生、扶養控除対象、16歳未満扶養親族)」をマイナンバー制度において情報連携できるようにしていただきたい。	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補足給付事業に関する事務手続において対象者の住民税課税情報をマイナンバー制度において情報連携を行う際、現行のデータ標準レイアウトで取得できる項目では必要な情報が不足しており、以下のケースにおいて住民から課税証明書の提出を求めている。 ①照会対象者が同一生計内配偶者(控除対象配偶者を含む)又は各種扶養控除対象者だった場合 ②祖父母等と同居しており、父母のみで家計の主宰者として認めるための基準額以上の収入があるかを判定する必要がある場合 なお、課税証明書の提出を求める理由は、①のケースについては申告がない者と全く同じ内容で情報が返ってくるので申告がないかを確定できないため、②のケースについては収入に関する内容が取得できず、判定できないためである。家計の主宰者の判定については自治体ごとで基準が異なるが住民税課税情報の中で判定に利用する情報は所得に関する情報(合計所得金額等、合計所得金額)又は収入に関する情報であり、所得に関する情報は現時点で連携可能であるため、収入に関する情報の追加が必要である。 上記①及び②に該当するケースは、本市においてマイナンバー制度における情報連携を行う者の約3割に該当し、マイナンバー制度における情報連携の結果確認の際に上記①・②に該当しないか判定する手順が発生し事務の効率がかえって下がっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	119	11_その他	中核市	高知市	総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳事務処理要領第5-10-エ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底について(平成27年9月4日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)	DV等支援措置において、市区町村が行っている情報伝達の運用に関する統一した指針の策定	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」(以下「DV等支援措置」という。)において、市区町村が行っている運用(特に市区町村間の情報伝達の方法)に関して、統一かつ具体的方法等を定めた指針を策定すること等により明確化すること。	【支障事例】 本市では、令和3年3月、DV等支援措置決定時における市区町村間の情報伝達が不十分であったことを原因とする、情報漏えい事案が発生した。具体的には、本市でのDV等支援措置対象者が転出し、転入先の市区町村でDV等支援措置を申し出た際に、本市でのDV等支援措置時の者とは別の者を加害者として追加して申し出していたが、転入先の市区町村から電話連絡があった際に、加害者氏名の確認を行わなかったため、既存のDV等支援措置情報における「加害者に関する情報」が更新されず、転入先の市区町村から申出書の写しが転送されるまでの間に、新たに追加された加害者からの請求に対し、DV等支援措置対象者の転出先(現住所)の記載された除票の写しを交付してしまった。 【制度改正の必要性】 「住民基本台帳事務処理要領」及び「平成27年9月4日付け総務省通知」において、当初受付市区町村は、「申出書の写し」を関係市区町村に転送(郵送)することとなっているが、その間に、加害者から住民票の写し等の交付請求があった場合の対策として、申出の受付日当日、当初受付市区町村から関係市区町村への電話で「仮止め」を行うことが全国的な通例となっている。しかし、その「仮止め」に関して示された通知等はなく、伝達内容が統一されていない。実際の運用では、DV等支援措置対象者を特定する情報(住所・氏名・生年月日など)のやり取りのみが行われる場合がほとんどで、加害者名に関する情報伝達が、十分に行われていない現状にある。このため、今後も同様の支障事例を発生させるリスクが常に存在している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	120	11_その他	指定都市	京都市	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第1号及び第13条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号、28農振第4号国総政第1号、環境対発第1604201号)第3、第11及び第12、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第9条、第10条、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)、地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和元年12月版)	地方版総合戦略に求める要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し	地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分、活用するに当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等(KPIの設定、毎年の外部有識者の評価を含めた進捗管理等)の簡素化など、地方版総合戦略の在り方を地方自治体の実情等を踏まえて見直していただきたい。具体的には、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」p.9～p.12において、基本目標及び各施策ごとにKPIを設定することが求められており、KPIの数が課題になる。加えて、原則としてアウトプットではなく、アウトカムによる指標設定が求められていることから、指標の検討及び毎年の進捗管理に多くの労力を要している。また、同手引p.6において、「現場の声を聴き実行する」枠組と地方版総合戦略の推進組織との有機的な連携、p.19に外部有識者の参画による効果検証が求められており、戦略の推進及び進捗管理にも多くの労力を要している。については、設定するKPI数の減や行政内部における進捗管理を可能とする制度に改正いただきたい。地方版総合戦略には、基本目標とそれに紐づく施策の双方にKPIを設定することを求めているが、そもそも施策自体が基本目標の達成のために取り組むものであり、基本目標または施策の一方にKPIを設定することをもって、計画的に事業を実施するという目的は達成されるものと考えている。	まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定は努力義務とされているものの、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税などの地域再生法に基づく国の財政支援措置を活用するに当たっては、同戦略を策定していることが求められる。 本市においては、公債償還基金の計画外の取崩しや新たな市債の発行などにより、不足する財源を補てんしており、令和元年には財政調整基金が底をついた状況にある。このように緊迫する自治体財政の中において、地方創生に取り組むに当たっては、国の財政支援を活用する必要性は高く、同戦略の策定は実質的に策定の義務として地方自治体に課されている状況にあるが、計画策定に当たってもそのための経費と人員、労力といったコストを要しており、これらが大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	121	05.教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行令第23条第1項第11号	広域通信制高等学校の学則変更手続きの簡素化	知事の認可事項となっている広域通信制高等学校の学則変更を、全日制・狭域通信制と同様に、届出事項とすること	学校教育法第4条及び同法施行令第23条において、私立の広域通信制高校では、すべての学則変更が知事の認可事項である。他方、全日制高校と狭域通信制高校では、収容定員に係る学則変更だけが認可事項で、その他は届出事項である。 例えば、コース名、授業料、表彰規程、面接指導施設(通信制のみ)等に関する学則変更は、全日制と狭域通信制では届出で足りるが、広域通信制では認可が必要である。このため、広域通信制では、全日制・狭域通信制に比べ、申請・審査に係る事務負担が重く、私立学校審議会への諮問(本県では年1回開催)に係る時間を要している。 広域通信制高校にのみ、より強度の規制を課す必要性は希薄なことから、学則変更の認可事項を、収容定員に類するもの(例:教育区域の変更や協力校・面接指導施設の設置、廃止)に限定し、それ以外のものは届出事項としていただきたい。 なお、令和4年度施行の新学習指導要領の教育課程に対応するため、現行の制度では、令和3年度中に、すべての広域通信制高校で教育課程に係る学則変更(例:「公共」や「世界史探究」などの新科目、各科目の履修単位数)の認可が必要となる。 また、広域通信制高校の校長から、「法令で県に対し変更認可申請が必要であることは承知している。しかし、全日制や狭域通信制は「届出」で済むものが、広域通信制は申請が必要で、審議会に諮問するため早期に提出する必要があることから、準備の時間に余裕がない。軽微な案件は届出でよいことになっていただけるとありがたい。」との意見が出ている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (9)住民基本台帳法(昭42法81) (iv)DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。 ・転送の方法や内容等を明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)】	—	支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村から他の市区町村に、当該措置の対象となっている者に係る情報を転送する運用については、電話等により、申出者の氏名・生年月日・住所(必要に応じて、前住所・本籍地・前本籍地等)、併せて支援を受ける者の氏名、加害者の氏名・住所、延長の場合には従前の申出からの変更箇所などを連絡することが適当である旨、また、事務処理の誤り等により支援対象者の住所の情報が加害者に知られてしまった事例について、地方公共団体に通知した。	【総務省】ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施に関する質疑応答について(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_11_9	総務省自治行政局住民制度課
5【内閣官房(5)】【内閣府(17)】 まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。	—	令和3年10月より「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」の改訂に係る調査を実施し、調査結果を踏まえ、令和4年5月に手引きを改訂し、地方公共団体あて発出した。	【内閣官房】内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」 https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chihouban/index.html	—	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局
5【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26) (ii)広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、届出とすることを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担を軽減する観点も踏まえ、令和4年度中を目途に政令及び省令を改正し、質の保証・向上と直接的に関わらない軽微な事項は届出事項とする旨を地方公共団体に通知する。	広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)のうち、軽微なものについては、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、届出とする政令改正を行った(令和4年12月28日公布、令和5年4月1日施行)。今後、認可から届出とする具体の項目については今年度中に省令を改正し、規定する予定。	【文部科学省】学校教育法施行令の一部を改正する政令新旧対照表(令和4年12月28日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_12_1	文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	122	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱について」(平成30年5月15日農村振興局長通知)	荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合の一時転用許可の緩和	荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合、当該事業予定地に荒廃農地でない農地が一部含まれる(荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えないものに限る。)としても、事業予定地全体で10年間の一時転用許可を可能とするよう、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱について」(平成30年5月15日農林水産省農村振興局長通知)を改正すること。	荒廃農地を活用して営農型太陽光発電設備を設置する場合、10年間の一時転用許可が認められている。しかし、事業者が荒廃農地であると考えて営農型太陽光発電設備の設置を検討する地域であっても、荒廃農地と荒廃農地の間などに荒廃農地でない農地が含まれていることが多く、こうした地域において、営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可を受けるためには、①荒廃農地だけで10年間の許可申請を行う、②荒廃農地とそれ以外の農地をあわせて3年間の許可申請を行う、③荒廃農地とそれ以外の農地をそれぞれ10年間と3年間で許可申請を行う、という3つのパターンが考えられる。しかし、①は、営農型太陽光発電設備を設置できなかった農地が荒廃農地になるリスクが高いまま残されることが懸念される。②は、3年間の許可期間では銀行からの融資が受けられず営農計画及び発電計画が頓挫してしまう事例があり、かつ、3年ごとに行政書士に依頼し、申請を行うことが事業者にとって大きな負担となる。③は、事業者にとって申請手続が煩雑となるほか、3年間の許可申請部分が再許可が得られない場合に一体的な土地利用に支障が出る懸念がある。したがって、平成30年に荒廃農地の一時転用許可期間が10年間に見直されたものの、これまで案件相談があったが、現実的には活用できていないのが実情であり、今後も同様の事例が生じることが想定される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	123	02_農業・農地	都道府県	長野県、福島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農作物有害動物防除実施要綱 農作物有害動物防除実施要綱の運用について	農作物有害動物防除実施要綱が技術的助言であることの明確化	植物防疫法第6章に基づいて都道府県が行う有害動物の防除について、農作物有害動物防除実施要綱(以下、「要綱」という)が示されているが、当該要綱はあくまでも技術的助言であることから、当該要綱で定められている都道府県防除実施方針の策定や市町村計画の策定等が義務付けられていないことを明確化することを求める。	当県は要綱に基づき都道府県防除実施方針を策定しているが、県内における有害な病害虫の増加、栽培品目・気象・地理的条件が多岐に渡っているため、防除の考え方や農薬の適正使用と被害防止への注意喚起等を示す程度に留まっており、策定のメリットが乏しい。また、要綱上、市町村は、都道府県防除実施方針に即して防除実施計画を策定することとなっているが、当県においては水稲や一部の果樹のような共同防除を実施する場合の防除主体はJA等の民間団体、また、それ以外の農作物の防除主体は生産者個人であることから、市町村が主体となって防除を計画・実施しておらず、実態と乖離したものとなっている。上記の現状にもかかわらず、現在まで当該要綱の位置づけや運用について農林水産省から十分な周知がなかったことから、当県は要綱に従う義務があるものと認識し、毎年、県内市町村に対し、市町村防除実施計画の策定とその計画に基づく実績報告を行うように依頼し、当県はその取りまとめを行うという、防除の実態に合わない事務作業が発生している。(参考:具体的な事務量) ①市町村への計画・実績作成の依頼 6時間程度 ②市町村からの問い合わせへの対応 3時間程度 ③市町村への提出状況の確認 8時間程度 ④提出のあった計画・実績のとりまとめ 5時間程度 ⑤庁内担当課への提出決裁 2時間	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	124	01_土地利用(農地除く)	都道府県	長野県、新潟県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法 国土調査事業事務取扱要領(昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達)第29及び第30関係様式	地籍調査に関する事業計画の協議に係る様式及び実施に関する計画の届出に係る様式の統一	国土調査法第6条の3第2項に基づき都道府県が定める事業計画の協議に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第29別記様式第24別紙(2)事業計画明細書」(以下、「事業計画明細書」という。)と、国土調査法第6条の4第1項に基づき実施主体が作成する実施に関する計画の届出に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第30別記様式第25別紙(1)実施に関する計画」(以下、「実施に関する計画」という。)の様式を統一することを求める。	事業計画明細書に記載する内容は、実施主体別の事業計画であり、実施に関する計画に記載する内容とはほぼ同じである。事業計画明細書は都道府県が作成するものであるが、その内容は国土調査法に基づき、市町村等と協議の上で作成しているため、事業実施計画明細書を当該協議の中で作成し、その様式をそのまま実施に関する計画で活用することが可能となれば、事務の効率化が図られる。しかし、現状、別々の様式で別々の形式(事業計画明細書についてはexcel、実施に関する計画についてはword)で改めて作成しており、ほぼ同じ内容を異なる様式に記載していることから、各市町村等において様式の作成に係る時間や、都道府県がそれぞれの様式の記載内容を確認する時間に無駄が生じている。また、実施に関する計画の様式のみに記載することとされている情報(経費算出の内訳等)もあるが、市町村等との協議の際に取得しているもので、当県としては改めて記載の必要はない情報であると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	125	06_環境・衛生	都道府県	長野県、岩手県、福島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第7条第2項、「国定公園の指定及び公園計画の決定等について」(平成25年5月17日環自国発第1305175号)	国定公園の公園計画の決定等に係る手続きの簡素化等	国定公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、右記通知により、申出を行う都道府県が計画策定に必要な自然環境調査や計画素案の作成等を行うこととされ、実質的に都道府県が計画を策定している実態にある。公園計画の決定等に係る一連の手続きで、環境省に申出する都道府県案の作成過程で都道府県が国の関係地方行政機関から意見聴取しているにもかかわらず、申出後の環境省原案の国の関係地方行政機関への協議が都道府県を経由して行われており、都道府県における手続きが煩雑になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html	
R3	126	11_その他	都道府県	北海道	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	請願法(昭和22年法律第13号)第2条	北方領土問題等に関する国又は都道府県への請願における電子署名の取扱いの明確化	当団体では、これまで北方領土問題等に関する取組として、総理大臣等に対して要請書等を提出する請願を行っている。近年、技術的にはインターネットによる署名も可能となっているが、国又は都道府県への請願に際して、インターネットにより収集した署名(以下「電子署名」という。)の添付の可否や署名者の本人確認など、その取扱いが明確化されていないため、通知等において明確化されたい。	【提案の背景】 当団体は、北方領土返還要求署名活動団体として、市町村や民間団体と連携してイベント等において対面で募っているが、新型コロナウイルス感染症の影響による署名機会の減少に伴い、署名実績は大きく減少している。今後、北方領土返還要求運動への関心を高め、国民世論の結集と高揚を図るためには、若年層を中心とした各世代が参加しやすい環境づくりが必要である。また、国はデジタル化社会の形成を推進しており、インターネット等を活用した取組を一層強化する必要がある。 【支障事例】 インターネットを利用した署名活動は、デジタル化社会の形成に対応した北方領土問題への国民的な関心の高まりや、北方領土返還要求運動への参加促進策として高い効果が期待できる一方で、国又は都道府県への請願に際し、電子署名により作成した請願書と一体となった署名簿の添付の可否や、署名者の本人確認など、電子署名の取扱いやその要件等が明確化されておらず、行政府における統一した請願事務の処理やデジタルガバメントの実現に向けた新たな取組の妨げとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【農林水産省】 (9)農地法(昭27法229) (i)農地転用許可(4条1項及び5条1項)については、令和3年度中に「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平30農林水産省農村振興局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・一団の農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可については、当該農地の2分の1以上が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合には、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可の期間を10年(現行制度上、原則として3年)とすることが可能であることを明確化する。 ・当該通知が技術的助言であることを明記し、当該許可の期間については、農地転用許可権者が判断することが可能であることを明確化する。	－	農地転用許可(4条1項及び5条1項)については、令和3年度中に「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平30農林水産省農村振興局長)を改正し、以下の措置を講じた。 ・一団の農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可については、当該農地の2分の1以上が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合には、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可の期間を10年(現行制度上、原則として3年)とすることが可能であることを明確化した。 ・当該通知が技術的助言であることを明記し、当該許可の期間については、農地転用許可権者が判断することが可能であることを明確化した。	【農林水産省】「農地法の運用について」等の一部改正について(令和4年3月31日付け農林水産省農村振興局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_122	農林水産省農村振興局農村政策部 農村計画課
5【農林水産省】 (4)植物防疫法(昭25法151) 農作物有害動植物防除実施要綱(昭47農林水産事務次官)で都道府県が行う防疫(29条から33条)に関する措置として策定することとされている都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)]	－	都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【農林水産省】農作物有害動植物防除実施要綱の解釈について(周知)(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_123	農林水産省消費・安全局植物防疫課
5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (ii)市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式については、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、地方公共団体に通知する。	－	市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式について、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、「国土調査事業事務取扱要領」を改正した。	【国土交通省】「国土調査事業事務取扱要領」の一部改正について(令和4年3月30日付け国土交通省大臣官房土地政策審議官及び国土政策局長通知) 【国土交通省】(別添)国土調査事業事務取扱要領(昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_124	国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
5【環境省】 (2)自然公園法(昭32法161) 環境大臣が国定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を経由せずに実施することとし、その旨を都道府県に令和3年度中に通知する。	－	自然環境局長通知を改正し、環境大臣が国定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、都道府県を経由せずに実施することとし、都道府県に通知した。	【環境省】「国定公園の指定及び公園計画の決定等についての全部改正について(令和4年4月1日付け環境省自然環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_125	環境省自然環境局国立公園課
5【内閣官房(1)】【内閣府(2)】 請願法(昭22法13) 請願法に基づく官公署に対する請願については、電子署名による署名簿の添付等は現行制度上も可能である旨を、ホームページで周知する。 [措置済み(内閣府ホームページ「北方領土返還要求運動」にて公表)]	－	内閣府ホームページ「北方領土返還要求運動」において、請願法に基づく官公署に対する請願については、電子署名による署名簿の添付等も制度上可能である旨を公表した(令和3年11月30日掲載)。	【内閣府】ホームページURL https://www8.cao.go.jp/hoppo/henkan/01.html		内閣官房内閣総務官室 内閣府北方対策本部

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	127	02_農業・農地	一般市	南城市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項、農地法施行規則第35条第4号、第35条第4号ロ、第37条	農業振興地域の整備に関する法律施行規則および農地法施行規則に基づく公共性の高い事業および施設、特別の立地条件を必要とする事業の規制緩和	農振法施行規則第4条の5第1項第28号及び農地法施行規則第37条第13号の次に「都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)に定める土地利用の用に供する事業で当該市町村と連携する事業の用に供される施設」を追加。 農地法施行規則第35条第4号に規定する「流通業務施設」の次に「食品等製造業者等」を追加。 農地法施行規則第35条第4号ロの規定を「おおむね千メートル以内」に改正。 農地法施行規則第35条第4号ロに規定する道路施設は、都市計画決定等を受け、事業に着手している道路については、その時点から規定に該当するよう柔軟な制度へ改正。	沖縄県は、東アジア及び東南アジアと日本本土との中心に位置する地理的優位性から、国際物流産業を重要な分野と位置付け、積極的な企業誘致に取り組んでおり、県内企業の規模拡大による再配置や付加価値の高い製品を開発する企業の集積が進んでいる。 一方、県都那覇市近郊では、企業ニーズに対応できる規模の産業用地が不足し、近隣市町村の高速道路やインターチェンジ周辺への企業立地の需要が高まっている。 当市においても、整備中である地域高規格道路南部東道路および4つのインターチェンジの供用を見据え、その周辺や既存の那覇空港自動車道周辺において物流倉庫や食品製造業等の企業から立地相談を多く受けているが、農用地区域からの除外や農地転用の規制により企業ニーズに対応できず、当市の産業振興に大きな影響を与えている。 農用地域からの除外および農地転用許可の特例として、農村産業法や地域未来投資促進法があるが、農村産業法は、沖縄振興特別措置法第115条において適用除外となっており、地域未来投資促進法は、事業者の牽引事業計画に示す具体的かつ必要最小限の面積での特例しか認められていないため、当市の目指す土地利用や都市計画、企業ニーズに応じた産業適地を予め先行して用意することが困難な状況となっている。	—
R3	128	03_医療・福祉	都道府県	和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条	都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(以下「法」という。)第10条第5項の規定に基づき、都道府県献血推進計画(以下「県計画」という。)を定めているが、厚生労働省でも法第10条第1項の規定に基づき、献血推進計画(以下「国計画」という。)を定めている。 また、採血事業者は、各都道府県の意見を聴き、法第11条第1項の規定に基づき、献血受入計画(以下「受入計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けている。 県計画は、国計画及び受入計画を基に作成しているが、国計画において、献血推進の実施体制と都道府県の役割、献血推進のための具体的な施策が示されているため、現状、県計画は形式的なものとなっており、県の施策遂行上、県計画の策定が必要不可欠なものとは言いえない。 これら計画の中で重要な事項の一つである確保すべき血液の目標量(以下「目標量」という。)は採血事業者の受入計画作成時に、各都道府県に事前協議済みであり、県計画において受入計画と異なる目標量を設定する余地はない。 県計画を策定しない場合でも、法第11条第7項には、「都道府県及び市町村は、国計画に基づき、受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。」とあるため、献血に関する普及啓発、目標量を確保するために必要な措置等に関する取組に関しては、法及び国計画に従い、これまでと変わりなく実施すべきであるとする。 現状では、国計画に記載されている全国的なキャンペーン等の実施などは、厚生労働省から都道府県へて通知があり、この通知に基づき県で運動計画を立て、県内採血事業者、県内各市町村等に協力を求め、啓発等を実施している。県独自で取り組む事業は、予算編成時に事業計画を立て、予算を獲得し実施している。さらに、災害時における献血の確保などは、県で定める災害時医薬品等供給マニュアルで供給体制を定めている。また、当県においては、「県行政組織規則」において本法にすることが業務課の業務となっており、当県長期総合計画や当県保健医療計画において、献血に関して計画を立てている。 県計画を策定しない場合でも、県献血推進協議会は、献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての重要事項の調査審議にすることが生じた場合は開催し、県内市町村や採血事業者である県血液センターとは常に密に連携を取り、市町村担当者会議も開催(血液センターも参加)するため、計画策定を廃止しても現状と変わらず、普及啓発等が可能である。 以上を総合的に勘案すると、県計画策定以外の方法によっても献血に関する必要な取組は実施可能であり、県計画策定の代替策が講じられているのであれば、県計画策定は必ずしも必要ではないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	129	11_その他	都道府県	和歌山県	内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、個人情報保護委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	B 地方に対する規制緩和	—	地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止	地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を維持しようとする努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付け廃止	地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。 しかし、第1次地方分権改革後の平成12年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の157件(平成4年)から390件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。 こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようとする意図し、「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることにより地方を誘導しようとする手法に転換したとも言える。 従って、国が地方に対する関与を維持しようとする意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体が発行する内容は地方に任せるべきである。	—
R3	130	08_消防・防災・安全	都道府県	和歌山県	内閣官房	B 地方に対する規制緩和	・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条第1項各号 ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から発出された事務連絡(令和2年4月10日、7月18日、令和3年1月17日、2月12日付の各事務連絡)	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請の対象施設について、施行令第11条第1項各号に列記された施設以外も要請の対象にできるようにすること	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請の対象施設について、通知による過度な制限を改め、施行令第11条第1項各号に列記された施設以外も要請の対象にできるようにすること	令和2年に新型コロナウイルス感染症が全国的に流行して以降、当県においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)に則り、対応している。 しかしながら、特措法第24条第9項に基づき、施設に対し、新型コロナウイルス対策の実施に関し必要な協力の要請を行う際、国から発出されている事務連絡により、都道府県知事の権限行使が制限されており、機動的に協力の要請を行うことが困難である。 地域の実情に応じた対策をより大胆に講じられるよう、特措法については国の関与は必要最小限のものとし、地方の自主性に配慮するなどとした地方分権改革の理念に基づいた運用が必要である。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
5【厚生労働省】 (30)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。	-	都道府県献血推進計画について、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を都道府県に通知した(令和4年3月2日付け厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課事務連絡)。なお、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等については、令和4年度の薬事・食品衛生審議会血液事業部会献血推進調査会にて検討し、令和4年度中に結論を得る予定。	【厚生労働省】都道府県献血推進計画について(令和4年3月2日付け厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_128	厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	131	07_産業振興	都道府県	山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上山市、村山市、天童市、尾花沢市、西川町、朝日町、大江町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、高島町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、遊佐町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	採石法第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)	豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会は、自治体における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、過去の裁定では、自治体が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることも認められないとの判断が示されている。認可事務は自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、自治体は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、自治体が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	—
R3	132	03_医療・福祉	指定都市	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	民法第98条、地方税法第20条の2	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	生活保護の停止または廃止は、書面によって被保護者に送達しなければ効力が生じないこととなっているが、被保護者が居所不明等の場合の取扱いについては、国が考え方を示した文書等がなく、明確でない。居所不明の場合に書面の送達を行う方法としては公示送達と考えられるが、民法の規定による公示送達は裁判所への掲示が必要であり、裁判所の許可を得るための申立書や調査報告書、申立手数料等の準備に多大な労力が必要である。また、裁判所の許可の遅れ等により、公示送達が遅れると、その間も保護が継続していたことになるので、保護費を支払わざるを得ないという事態も想定される。この点、地方税法では、第20条の2に公示送達の規定が設けられており、裁判所の許可等は不要となっている。昨年、当市では公示送達を2件実施したが、資料作成や裁判所との調整に5日程度要した。また、裁判所への公示送達実施のための費用を別途支出せざるを得なかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	133	11_その他	都道府県	岡山県、中国地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第13条 ・地域再生法施行令(平成17年政令第115号)第9条 ・地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定) ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知)	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画に係る事務の見直し	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。	①重複事項の省略化 ・実施計画及び地域再生計画の記載事項において、主な項目(目標、目指す将来像、全体の概要、事業の内容、KPI、事業が先導的であると認められる理由、評価の方法等)はほぼ重複している。作成支援ツールが配布されているが、適切な記載になっているかの確認や、ツールで記載できない部分の記入(対象区域、評価方法等)が必要となる。また、2年目以降の変更の場合はツールが使用できず、作業が必要となる。 ②窓口の一本化 実施計画、地域再生計画はどちらも内閣府所管であるが、窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、もう片方で整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。例えば、実施計画に修正があった場合、再生計画の修正作業が必要だが、実施計画の窓口と再生計画の窓口それぞれ連絡し、内容説明をして、それぞれが設定する締切りや様式に対応する必要がある。また、実施計画が不採択となった場合、再生計画は自動で不採択とはならず取下げの手続きが必要であり、こうした一連の業務に対し職員の負担がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iii)地域再生計画や実施計画等の審査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度から国の審査担当間の連携強化を図る。また、提出窓口について、令和5年度事業に係る申請から窓口を一本化する。 (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。	—	<p>(iii:国の審査担当間の連携強化)令和3年12月下旬の令和4年度第1回募集開始以降、地方公共団体からの相談対応等における担当間での情報共有や相談への回答窓口を統一するなど、国の審査担当間の連携強化を図った。 このため、上記募集開始に先立つ令和3年12月10日、地方創生推進交付金実施計画審査担当及び地域再生計画審査担当の間において、審査担当間の連携に関する事前打合せを実施した。</p> <p>(iii:提出窓口の一本化)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出にあたり、両計画の提出先メールアドレスを統一することにより、提出窓口の一本化を実施。</p> <p>(iv:様式の一体化)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式一体化を実施。</p> <p>(iv:記載事項の見直し等)地方公共団体職員の事務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第63回認定回(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げたものと取り扱う仕組みを講じた。</p> <p>※なお、上記の措置をもって本件は全て措置済み。</p>	—	—	内閣府地方創生推進事務局

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	134	11_その他	都道府県	岡山県、中国地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条及び13条 ・地域再生法施行令9条 ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知) ・令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日 内閣府地方創生推進事務局)	地方創生推進交付金実施計画に係るスケジュールの見直し	地方創生推進交付金実施計画について、①事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し②交付金採択の内示期間の見直しを求める。	①事前相談期限から提出までのスケジュール見直し ・令和3年度分の場合、実施計画の事前相談受付期間は令和2年12月22日から令和3年1月8日となっているが、期間内に送付した実施計画案に対する内閣府からの回答(コメント)は1月19日までを目途に行うこととされていた。 ・内閣府の回答を踏まえて、計画の修正や事業の見直しを行い、実施計画を提出することになるが、提出期間は1月20日から1月22日となっており、内閣府の回答が遅くなると提出期間までの期間が短くなる。仮に1月19日に内閣府の回答があった場合、修正ができる期間は実質1日しかない。また、事前相談を踏まえた修正依頼のほとんどが、語句の訂正ではなく、内容に踏み込んだ依頼となるため、作業としては、実施計画書全般の見直しとなり、負担となっている。 ・その他にも、実施計画に修正が発生した場合、短期間で地域再生計画も修正しなくてはならず、負担が大きくなっている。(地域再生計画提出期限(令和3年度の場合1/22)以降は、地域再生計画は修正できないため。) ②交付金採択の内示期間の見直し ・実施計画の交付金採択の内示は3月下旬を予定されているところだが、当県にその内示の連絡があったのは、令和3年3月30日午後3時であった。そのため、市町村への通知を3月31日、さらに関係者への周知はそれ以降となり、事業が開始できる時期が遅れ、事業ができる期間にタイムロスが発生することとなった。また、仮に人事異動により担当者が変わる場合、よりタイムロスが発生するものと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	135	02_農業・農地	都道府県	岡山県、中国地方知事会	財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	毎年3月に財務省(主計局)から関係各省庁に通知される「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について」上記調査のため、地方農政局が上乗せで行っている事業執行状況調査	公共事業等施行状況調査等の簡素化	地方農政局から毎月依頼される公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査の簡素化(調査の廃止、調査事項の削減、調査頻度の軽減等)を求める。	毎月、地方農政局から国庫補助事業等に関して内容が重複する調査が2種類行われているため、都道府県にとって大きな事務負担となっている。具体的には、地方農政局会計課から、毎月「公共事業等施行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計7人)が調査票の作成作業等を行っている。また、地方農政局各事業担当課からも、毎月「事業執行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計4人)が県出先機関の担当者(計22人)から事業実施地区ごとの執行状況の報告を受け、取りまとめ作業等を行っている。上記2つの調査は重複する事項(予算額、交付決定額、契約額、支出額)も多いため、二重に調査を行う必要はないと思われる。また、特に「事業執行状況調査」においては、「公共事業等施行状況調査」よりも調査区分が細分化(事業毎)されており、調査に対応する職員の負担が大きく、毎月報告を求める必要があるか疑問である。地方農政局からは、ダブルチェックのため類似する2つの調査を依頼していると聞いているが、法的根拠が明らかでない調査のために、都道府県に過大な事務を行わせることは不合理である。したがって、都道府県の事務負担を軽減するよう、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限とするよう簡素化を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	136	02_農業・農地	都道府県	岡山県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	消費・安全対策交付金実施要領	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金の要望調査の運用改善	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に関する要望調査について、都道府県が事業実施の検討期間を十分確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める。	当該交付金に関する都道府県への要望調査は、農林水産省から地方農政局を経由して都道府県に対して照会があるが、照会スケジュールが非常に短く、対応に苦慮している。具体的には、当該交付金の要望調査は、県庁関係機関、市町村、農場など照会先(事業実施主体)が多方面にわたる中で、照会先(事業実施主体)においても見積書作成等の時間を確保することができず、結果として要望なしと回答せざるを得ない場合もある。また、県の事務処理期間が短いため、現場との十分の調整ができず、利用促進につながっていない。なお、本件については、農林水産省から地方農政局に当該交付金の情報が届いた後に、地方農政局内部の決裁に時間がかかり、照会スケジュールが短くなると聞いており、国側の内部手続きを理由として、真に必要な事業について交付金を申請できなくなることは不合理と考える。(令和2年5月の要望調査の場合の例) ・5/19地方農政局から県に照会 ・5/22県から地方農政局への提出締切り ※ 締切りまでの期間が短すぎるため県内に照会できず、要望なしとして回答(令和2年7月の要望調査の場合) ・7/10農政局から照会 ・7/20県から農政局への提出締切り	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。 (ii)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。	—	(i)国会での予算審議状況や、内示後の交付申請に係る作業に関する情報を事前に地方公共団体にメールで周知した(令和4年2月25日)。 (ii) ・地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、募集開始に先立ち、令和3年12月15日に地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の令和4年度事業における対応の方向性について、事務連絡を发出し、周知を図った。 (令和3年12月15日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) ・また、実施計画等の事前相談に対する内閣府からの回答期限と申請開始日との間に一定期間を設けるとともに、地域再生計画と実施計画等の提出期限を異ならせることとした。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地域再生計画)、令和3年12月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地方創生推進交付金)) なお、内示期間の見直しに関連して、国の令和4年度予算の国会での成立を受け、令和4年3月25日に内示(採択事業の公表)を行った。	—	—	内閣府地方創生推進事務局
5【農林水産省】 (25)公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査 農林水産省が行う公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度から、両調査を一本化するとともに、調査項目を削減するなど、運用の改善を図る。	—	農林水産省が行う公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度から、両調査を一本化するとともに、調査項目を削減するなど、運用の改善を行った。	【農林水産省】令和4年度公共事業等の施行状況調査及び予算の進捗管理について(作業要領)(令和4年3月31日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_135	農林水産省大臣官房予算課
5【農林水産省】 (21)消費・安全対策交付金 消費・安全対策交付金の特別交付型交付金については、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、要望額の調査期間を十分確保するとともに、事業の予算額など参考となる情報を、可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 [措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局総務課長通知)]	—	消費・安全対策交付金の特別交付型交付金について、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、要望額の調査期間を十分確保するとともに、事業の予算額など参考となる情報を、可能な限り早期に地方公共団体に提供することとし、その旨を地方公共団体に通知した。	【農林水産省】消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に係る要望調査の期間の確保について(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局総務課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_136	農林水産省消費・安全局総務課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	137	05.教育・文化	都道府県	岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、中国地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	文化芸術による子供育成総合事業実施要綱	文化芸術による子供育成総合事業に係る申請・報告事務の効率化等	「文化芸術による子供育成総合事業実施要綱」において、事業の決定にあたって、都道府県等からの推薦を受けて決定するという方法を取りやめ、学校からの申請により決定することとすることを求めるとともに、以下のとおり、当該事業の申請・報告事務の効率化等を求める。 ①学校の申請内容の簡略化、②事務局と被派遣者間での経費の申請・支払事務の完結、③申請・報告のワンストップ化、④同事業内における事務手続きの統一化	①学校現場において、主に教職員が申請書類を作成しているが、講師との調整、多数の書類作成を要することによる負担感から、初めて申請する学校は申請を躊躇してしまい、同じ地域、同じ学校での実施が続いている傾向がある。実際に、学校から「事業自体は大変有難いが、事務手続の簡素化を望む」という意見が多数寄せられているところである。「芸術家の派遣事業(学校公募型)」における様式5・6は、採択に関係がないと考える。 ②「芸術家の派遣事業(学校公募型)」のその他経費計画書作成に関して、一人の講師が連続実施する場合、実施校では前後のスケジュールを把握することが難しく、経費の計上漏れが懸念される。 ③ 学校は申請の疑問点を県に問い合わせることになっているが、県で判断できないケースが多く、県が事務局に照会し回答しており、学校の申請準備に時間的な支障が生じている。また、学校の申請書等に関する修正指示が、事務局から県を通じて毎年度多数ある。その確認のためには、県→市町村→学校→(講師→学校→)市町村→県の流れとなるが、その流れを想定した回答期限が設定されていない。修正指示の内容も曖昧な表現である場合が多く、その都度、電話等で事務局に確認の必要が生じている。さらに、同じ学校に対して、複数回に分けて修正指示があるなど、県、市町村、学校の各所で対応に苦慮している。 また、申請時、申請書を県においてとりまとめ、さらに推薦順位付けを行っているが、実施校は推薦順位どおりの採択になる訳ではなく、順位付けの必要性が不明確である。 ④「芸術家の派遣事業(学校公募型)」及び「巡回公演事業」において、報告書の提出や中止の報告について、手続きが異なっており混乱が生じている。また、中止の判断には県が関与していないにも関わらず、前者の書類には県の鑑査が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	138	08.消防・防災・安全	市区長会	中核市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第1項第6号、災害救助事務取扱要領、災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	災害救助法に基づく住宅応急修理制度の手続きの見直し	災害救助法に基づく住宅応急修理制度における、水害時の手続き等については、これまでの実績を基に、国で修理費用をある程度パターン化すること等により、修理業者からの見積書の提出を不要とする。	市区町村においては、災害救助法に基づき、国が定めた基準や要領等により、被災した住宅の応急修理を実施している。制度利用に当たっては、被災者からの申込みや修理業者からの見積書、さらには、完了報告書の提出などの複数の手続きが必要とされているほか、修理は、日常生活に必要な最低限の部分に対し行うこととされている。 このうち、特に、被災者からの申請における修理業者からの見積書の提出については、申請窓口等において、被災者から、「提出書類が多く、手続きが煩雑である。」、「業者が多忙で見積書の作成に時間が掛かり、手続きが遅れる」などの意見や、修理業者からは、「書類作成が重荷である。」との指摘を受けている。また、市区町村においても、見積書の確認事務は負担となっており、例えば、令和元年東日本台風においては、修理対象となる住家が相当数にのぼる中で、業者毎に見積書の様式が異なるとともに、応急修理の対象となる工事以外の内容も含まれた見積書の審査事務が負担となり、迅速な災害対応に支障が生じた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	139	03.医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大分市、堺市、神戸市、佐世保市、関西広域連合	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	※1:管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について(平成14年4月1日14文科高第27号、健発第0401009号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知) ※2:管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年9月25日13文科高第405号健発第938号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知) ※3:新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について(令和2年6月1日文部科学省、厚生労働省事務連絡)	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の弾力的運用	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の実習施設は、通知※1により「保健所、保健センター又はこれに準ずる施設」(以下「保健所等」という)と規定されており、原則として、養成施設内での実施は認められていない。あわせて、実習に当たっては原則として少数グループにより行うこととされているところである。臨地実習の教育目標※2は「実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図る。」とされている。実習内容のうち、保健所等以外で実施しても教育目標の達成に支障がないと考えられるもの(保健所職員による保健所業務や地域課題に関する説明、それを受けて学生が行う施策の立案等に係る演習等)について、実習施設を保健所等に限定することなく、学内実習やICTを活用した遠隔実習等での実施を可能とすることを求める。	公衆栄養学臨地実習については、実習施設が保健所等に限定されているため、遠方から参加しなければならぬ学生に負担が生じている。また、少数グループによる実施となっていることから、各保健所での受入期間が長期化し、保健所職員の大きな負担となっている。保健所等での受入が困難になると、学生は公衆栄養学臨地実習の単位を履修できず、管理栄養士国家試験の受験資格が得られない可能性があり、不利益が生じることになる。 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、通知※3により、「実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない」とされた。このため、本府においては、学内での実習や保健所職員による講義等による対応を行い、支障なく完了したところである。なお、管理栄養士養成施設からも、同措置の継続実施の意向が示されている。 実施主体は管理栄養士養成施設であるが、管理栄養士の確保を進める観点から、今回の通知による弾力的な運用を危機管理事象の特例とせず、継続することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	140	08.消防・防災・安全	都道府県	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の12第1項第1号、住民基本台帳法別表、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第4条、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項、第12条及び第14条	管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する。	当府内市町村は、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。 多い市町村では、年間500件を超えており、その5割超が府外への公用請求であることから、住民基本台帳法施行条例の改正による対応では根本的な問題解決に至らない。また、公用請求によるやり取りでは回答を得るまでに1か月程度を要することもあり、所有者が転出を複数回している場合や相続人が複数の場合では、空家所有者を確知するまでに数か月かかる事案もある。 所有者特定に時間を要していることが、危険な空家に対して当該所有者等への法に基づく改善依頼や勧告等を速やかに行うにあたっての支障となっている。 なお、当該支障事例は当府内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行う市区町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【文部科学省】 (13)文化芸術による子供育成総合事業 文化芸術による子供育成総合事業に係る事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類の簡素化等を行い、地方公共団体に令和4年中に通知する。	—	令和3年7月からの「令和4年度文化芸術による子供育成総合事業～芸術家の派遣事業～」の実施校の募集において、令和3年度事業の募集までは申請に必要としていた様式5「文化庁事業以外の文化芸術鑑賞体験の実施状況」、様式6「文化庁「文化芸術による子供育成総合事業」協力芸術家登録票兼同意書」を様式から削除した。 なお、令和5年度の募集要項や令和4年事業の実施の手引きの改正による更なる提出書類の簡素化等については、検討中である。	【文部科学省】令和4年度文化芸術による子供育成推進事業 芸術家の派遣事業 実施の手引き(令和4年4月) 【文部科学省】令和4年度文化芸術による子供育成推進事業 巡回公演事業 実施の手引き(実施校用)(令和4年4月) 【文部科学省】令和4年度文化芸術による子供育成総合事業～芸術家の派遣事業～実施校募集要項(令和3年7月)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_137	文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室
5【内閣府】 (3)災害救助法(昭22法118) 被災した住宅の応急修理(4条1項6号)に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害救助事務取扱要領」(令3内閣府政策統括官(防災担当))を改正し、地方公共団体に令和4年5月を目途に周知する。	—	令和4年5月開催の「災害救助法等担当者全国会議」において、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、次期「災害救助事務取扱要領」を改正する旨、説明し、改正後は、従来の様式か追加された様式を選択して使用するよう周知した。また、「災害救助事務取扱要領」(令和4年5月内閣府政策統括官(防災担当)決定)について各都道府県及び指定都市に通知した。 併せて、内閣府防災のホームページに掲載した。	【内閣府】内閣府防災ホームページ https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujo.html	—	内閣府政策統括官(防災担当)付被災者生活再建担当
5【文部科学省(6)】【厚生労働省(11)】 栄養士法(昭22法245) 臨地実習(施行規則別表4)については、教育効果に配慮した上で、個々の実習の内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。	—	管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習に係る柔軟な人数規模による実施について(通知)(令和4年3月18日付け文部科学省高等教育局専門教育課長厚生労働省健康局健康課長連名通知)を都道府県宛てに発出し、臨地実習を、教育効果に配慮した上で、個々の実習内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化した。	【文部科学省】【厚生労働省】管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習に係る柔軟な人数規模による実施について(通知)(令和4年3月18日付け文部科学省高等教育局専門教育課長・厚生労働省健康局健康課長連名通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_139	文部科学省高等教育局専門教育課 厚生労働省健康局健康課
5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (イ)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合	—	空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)の規定に基づく、空家等の所有者等を把握するための調査に関する事務について、市町村長が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務とすることとする住民基本台帳法(昭42法81)の改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を第208回国会に提出した。 また、同法の施行日である令和4年8月20日に住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正するとともに、国土交通省及び総務省から各都道府県・指定都市空き家対策担当部局宛てに通知を発出し、空家等の所有者等を把握するための調査に関する事務を処理する場合において住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能となる旨等を周知した。	【国土交通省】「住民基本台帳法における空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の調査に関する事務の追加について(情報提供)」(令和4年8月22日付事務連絡 国土交通省住宅局住宅総合整備課・総務省地域力創造グループ地域振興室)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_140	総務省自治行政局住民制度課 国土交通省住宅局住宅住宅総合整備課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	141	08_消防・防災・安全	都道府県	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	戸籍法第10条の2第2項、第118条、第120条の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項、第12条、第14条	管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求においても活用できるようにする。	当府内市町村は、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。多い市町村では、年間500件を超えており、その5割超が府外への公用請求となっている。また、公用請求によるやり取りでは回答を得るまでに1か月程度を要することもあり、所有者が転出を複数回行っている場合や相続人が複数の場合では、空家所有者を確知するまでに数か月かかる事案もある。所有者特定に時間を要していることが、危険な空家に対して当該所有者等への法に基づく改善依頼や勧告等を速やかに行うにあたっての支障となっている。また、当該支障事例は当府内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行う市区町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。なお、本提案は、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針において、「各府省等は、それぞれ所管する行政手続のうち、地方公共団体が国(独立行政法人等も含む。)又は地方公共団体に対して行うものについて、速やかに見直しを行う。」との方針が示されたことから、当該方針を踏まえた適切な対応を求めるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	142	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第18条の8第2項、第18の18第2項	児童福祉法に基づく、保育士試験及び保育士登録の実質的義務付けの見直し	児童福祉法第18条の8第2項等の保育士試験及び、同法第18の18第2項等の保育士の登録に係る規定のうち「都道府県知事」への実質的義務付けを見直すこと。	現在、児童福祉法の規定により、保育士試験は都道府県が行い、その事務の全部又は一部を一般社団法人又は一般財団法人に行わせることができるとされているが、全都道府県が一般社団法人保育士養成協議会を保育士試験の指定試験機関とし、試験事務の全部を行わせている。また、実態として、国が示した日程で試験を全国的に円滑に実施するよう求める依頼や、試験の内容及び出題範囲を定めた技術的助言が、国から通知として発出されており、全都道府県が保育士試験を同一日程・同一問題で実施している。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう令和2年前期保育士試験の筆記試験の中止及び後期保育士試験の実技試験の「音楽に関する技術」を中止する際には、一般社団法人全国保育士養成協議会より、都道府県に対し、全国一律の取扱いとする必要があるとの強い要請があった。このように、試験事務については、都道府県の自治事務とされているが、国及び関係団体から事実上全国一律の取扱いを求められることがあり、実質的に知事に裁量があるとは言えない状況である。また、保育士登録は都道府県ごとに行っていることから、法18条の19の規定により、禁錮以上の刑に処せられた等欠格事由に該当するため登録を取り消しても、その情報は法令上、公表や他の都道府県と共有することができないため、別の都道府県では登録を行うことが可能な状態であることが大きな問題である。	—
R3	143	01_土地利用(農地除く)	指定都市	浜松市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第22条 都市計画法第6条	都市計画基礎調査における、固定資産課税台帳情報の家屋情報の内部利用を可能とすること	都市計画基礎調査において、固定資産課税台帳情報のうち、家屋情報(所在地番、用途、構造、建築年、階数、床面積等)及び固定資産税担当課が保有する家屋の位置情報(家屋外形図との紐づけ情報等)の内部利用を求める。	【具体的な支障事例】 当市では、都市計画法に基づく都市計画基礎調査(5年毎実施)において建物利用現況調査を、所在する都道府県の都市計画基礎調査実施要綱に従い実施している。令和2年以前の要綱では建物用途のみの調査であったが、令和2年6月の要綱改正により、建物利用現況調査に構造、建築年、階数等の調査内容が追加された。この調査を実施するには、莫大な費用と労力が必要となり、調査の実施が困難な状況である。 【提案に至った背景等】 近年の急速なデジタル化の進展とともに、明確な根拠に基づく計画策定が求められる中で、詳細な建物データの調査の必要性が高まっているが、上記調査のため、独自で構造、建築年、階数等を調査するには莫大な予算と労力が必要となるため、これらの建物情報を有する固定資産課税台帳情報(家屋情報)の活用を図りたい。 登記情報では、実際の家屋の用途、構造、床面積等が登記の情報と異なる場合があるため、固定資産課税台帳に登録されている家屋情報の利用を求めるが、登記情報とは異なる実際の建物の情報や未登記家屋に関する情報、家屋外形図と紐づいた家屋の位置情報等は、いずれも地方税法の守秘義務の対象となることから提供を受けることができず、活用できない状態となっている。	—
R3	144	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法施行規則第9条の2、第9条の3、第15条の4 地域協議会の要件に関する告示(平成13年国土交通省告示第1202号) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条	地域公共交通分野に係る各協議会等を一元化することを可能とする見直し	地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがあること及び事務の効率化の観点から、以下を求める。 ①地域公共交通分野に係る各協議会等を活性化協議会に一元化することを可能とすること(地域協議会と地域公共交通会議の権限を、活性化協議会で行うことを可能とする) ②上記にあわせ一元化する活性化協議会の構成員については、市町村が主宰する場合は都道府県を、都道府県が主宰する場合は市町村を入れることとすること	【現状】 地域公共交通に関する会議には、都道府県主宰の生活交通確保対策地域協議会(地域協議会)と市町村主宰の地域公共交通会議、地域公共交通活性化協議会(活性化協議会)がある。 【支障】 現状、地域公共交通に関する会議が3つ存在し、都道府県・市町村で構成員が重複している類似の会議をそれぞれ開催し、同じ案件を議事として審議している。市町村主宰の地域公共交通会議と活性化協議会でも別々に会議を開催していることから、都道府県、市町村の事務として非効率である。また、路線バスの休廃止協議は、単一市町村内の路線であっても、都道府県の地域協議会の協議事項とされているが、市町村主宰の地域公共交通会議の協議結果を追認するだけで実質的に形骸化しており、事務が重複していると言わざるを得ない。 さらに、地域公共交通会議(市町村)や活性化協議会(市町村)の構成員に都道府県が位置づけられておらず、①広域的な観点からの意見・調整が機能しないおそれがあるとともに、②休止中の路線等にコミバスを運行する場合に交通事業者の意向が強く反映される傾向があり、住民の生活交通の確保に影響が生じることがある。 一方、国の路線バス等の運行補助の要綱が改正され、補助要件が都道府県の地域協議会による計画策定から市町村の活性化協議会による計画策定へ変更されたことにより、セットで行うべき路線バスの維持と休廃止の協議が分断され、当該協議の取りまとめが困難になることが見込まれる。 以上から、地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがあり、路線バスから自家用有償運送など広く地域交通に関する協議を行う活性化協議会において、一元的に議論することが望ましい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) 市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (5)道路運送法(昭26法183)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59) (i)地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)、地域協議会(道路運送法施行規則15条の4第2号)及び地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律6条。以下「活性化協議会」という。)の運営については、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨を明確化し、改めて地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (ii)路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者による路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更(道路運送法15条の2第1項)に関する都道府県が主催することとされている地域協議会における協議については、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、一の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)内で完結する路線に限り、以下の措置を講ずる。 ・令和3年度中に省令を改正し、地域公共交通会議又は活性化協議会において協議が調った場合にも、当該変更の30日前までに、当該変更をする旨を国土交通大臣に届け出れば足りることとする。 ・令和3年度中に地域協議会の要件に関する告示(平13国土交通省告示1202)を改正し、地域協議会について、市町村が主催することを可能とする。	—	地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)、地域協議会(道路運送法施行規則15条の4第2号)及び地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律6条。以下「活性化協議会」という。)の運営については、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨を明確化し、改めて地方公共団体に通知した。 また、路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者による路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更(道路運送法15条の2第1項)に関する都道府県が主催することとされている地域協議会における協議については、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、一の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)内で完結する路線に限り、以下の措置を講じた。 ・省令を改正し、地域公共交通会議又は活性化協議会において協議が調った場合にも、当該変更の30日前までに、当該変更をする旨を国土交通大臣に届け出れば足りることとした。 ・地域協議会の要件に関する告示(平13国土交通省告示1202)を改正し、地域協議会について、市町村が主催することを可能とした。	【国土交通省】「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた協議会制度の運用等について(令和4年3月31日付け国土交通省総合政策局地域交通課長・自動車局旅客課長通知) 【国土交通省】道路運送法施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第33号) 【国土交通省】地域協議会の要件に関する告示の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第405号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_144	国土交通省総合政策局地域交通課、自動車局旅客課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	145	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	A 権限移譲	生活保護法第64条、第65条	生活保護の審査請求に関する裁決権限の道府県から指定都市への移譲	保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲すること。	【現状】生活保護の決定事務は、①道府県・市の福祉事務所、②指定都市では区が担い、その事務監査の権限は、①は道府県(本庁)が、②は、指定都市(本庁)が担い、生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限については、①・②いずれについても都道府県にある。令和2年度における兵庫県内の審査請求は令和3年3月30日時点で259件あったが、そのうち、指定都市に関する審査請求は127件(49.0%)である。大都市特例等により、指定都市(本庁)は処分庁(区)に対する事務監査など、県と同等の包括的な権限を有している(なお、中核市は指定都市と比べ権限移譲が限定的)。区の処分に対する審査請求では、指定都市市長が裁決を行う場合(保護費の不正受給に係る徴収決定処分等)と、生活保護法の特別の定めにより都道府県知事が裁決を行う場合(保護の決定・実施に係る事務)があり、審査庁が分かれている。行政不服審査法の改正により、平成28年度から指定都市にも審判員と行政不服審査会が設置され、裁決の客観性・公平性が高められている。【支障】①道府県は指定都市に対して、事務監査権限を持っていないため、指定都市の区が行った処分の情報把握に時間と手間を要し、②指定都市の案件が道府県総件数の約半数を占めるなど膨大な事務であることから、道府県が指定都市の審査請求を処理することは、行政運営上の多大な負担に繋がり、却って被保護者の迅速な救済に支障を来している。審査請求は、50日以内(行政不服審査会等へ諮問する場合は70日以内)に裁決をしなければならない(生活保護法第65条)が、実際、この期間内に裁決に至らない案件が多数発生し、裁決の長期化が課題となっている。※令和3年3月末時点で未採決の事案(50日以上)は663件あり、うち263件が指定都市の事案	—
R3	146	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	警察庁、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第3条、第64条、第77条、第80条、第84条、第85条、道路運送車両法第3章、道路管理におけるスノーモービルの活用について(平成23年2月18日付け国国防第48号、国道環安第53号、国道高第178号)	災害時に限り、指定区間に限定して、四輪バギーの公道走行を可能とする規制緩和	スノーモービルの例に倣い、災害対応等を行う四輪バギーについては、車両登録の有無に関わらず、被災地域内の指定区間に限定して、公道走行を可能とすること。なお、被災地の指定区域の範囲は、物理的な走行可能状況により自治体が判断する。当該指定区間の走行に際し、一定の安全性を担保するため、運転者については、車種区分を問わず普通免許保持者とする。こと。	【現状】災害などの有事の際に活躍できる四輪バギーやスノーモービルなどのオフロードビークルは、一部を除き運転免許やナンバー登録の制度が無いため公道での走行ができないが、豪雪時においては、通行止め区間において、公道走行できないスノーモービルの使用が認められており、令和2年12月の開越自動車道渋滞においても路面状況や安否の確認等で活躍している。災害時において道路途絶時等の対応力強化が求められている中、必要な機能(不整地走行性能や資機材等の輸送力)を有し機動的な救援救助活動の展開が可能となる四輪バギーについては、民間の所有する車両登録されていない車両も含め今後の活躍の場が広がる可能性が大いにあると考えられるが、一部の大型特殊車両登録が可能な車両を除き、公道走行が不可能である。また、その多くはレジャー施設等の限られた敷地内での利用にとどまっている。【支障】災害時には遅滞なく被災地に到着し人命救助等に当たる必要があるが、スノーモービルの事例のように、道路途絶時等に機動的な活動を可能とする四輪バギーの公道走行に係る制度整備がなされていない。特に、各所で道路途絶が想定されるような大規模災害時には、救助活動に従事する職員(主として消防職員を想定)も限られ、一部の車両登録された四輪バギーのみでは活動に限りがある事も想定され、現地到着が遅れるなど速やかな対応が妨げられれば、被害の拡大を招くおそれがある。	—
R3	147	11_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について(令和元年9月11日付け閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行往第83号)、マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者への委託が可能な業務の範囲について(令和2年12月28日付け総行往第212号)	マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大	例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機動的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託を可能とすること。	【現状】マイナンバーカード関連業務は、「交付・不交付の決定や、請求・届出内容の審査、住民基本台帳ネットワークシステムの運用・統合端末の操作を除き、市町村の適切な管理下にある状況であれば、基本的には委託可能である」とされている(「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付け閣副第396号ほか))。さらに、カードの交付事務に係る統合端末の操作について、「個人番号カード交付前設定(端末情報と券面情報の照合)」の操作権限のみに限定して、民間事業者への委託が可能とされたところ(「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者への委託が可能な業務の範囲について」(令和2年12月28日付け総行往第212号))。【支障】カード交付前の準備作業のうち、暗証番号の設定及び事後における住基カード又は再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理は、作業者の意思決定を伴わない機動的な作業であるが、情報漏洩防止のため民間委託が認められていない。暗証番号設定に1分程度/枚、旧カードの廃止処理(新規交付者の1割程度が該当)に2分程度/枚を要するため、例えば1日あたり500件程度のマイナンバーカードを交付する自治体では10時間/日の業務量となる。令和4年度末の全国民のカード取得に向けて、今後さらに交付ペースを加速させる必要があるが、自治体職員だけではカード交付枚数の増加に対応できるマンパワーを確保できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu_kekka.html
R3	148	03_医療・福祉	施行時特例市	宝塚市、兵庫県、滋賀県、京都市、和歌山県、徳島県、大阪府、堺市、神戸市、関西広域連合	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第139条第2項 住民基本台帳法別表第二、第四	介護保険料の還付事務における住所確認等の住民基本台帳ネットワーク利用可能事務への追加	保険料の還付に際して住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務として、保険料の還付事務を住民基本台帳法別表に明確に位置付けること。	【現状】介護保険料の特別徴収義務者(日本年金機構等の年金保険者)は、第一号被保険者の年金から保険料を天引きして市町村に納入している。被保険者が当該市町村から転出後、特別徴収の中止が間に合わず、転出先の市町村に納入すべき保険料が転出前の市町村に納入された場合は、保険料額を遅滞なく被保険者に還付しなければならない。[介護保険法第139条第2項、地方税法第17条]【支障】被保険者の転出に伴い生じた過誤納保険料の還付のため、転出先の被保険者に過誤納金還付通知書を送達するが、さらなる転居や死亡している場合は宛先不明で返戻されることとなる。宛先不明となった過誤納金還付通知書を正しく送達するため、転出した被保険者の居住地や生存確認を行う必要があるが、介護保険法上、こうした調査権が明記されていないため、転出先の市町村から回答をもらえない場合がある。住民基本台帳ネットワークを利用できれば住所や生存確認が可能であるが、住民基本台帳法別表第二及び第四には、利用可能事務として保険料の徴収に関する事務は規定されているものの、還付に関する事務は規定されておらず、利用できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【総務省】 (14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv) 個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	-	-	-	-	-
5【総務省(10)】【厚生労働省(40)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び介護保険法(平9法123) 介護保険料の還付事務については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。 [措置済み(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡)]	-	介護保険料の還付事務について、現行の法令により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能である旨を、令和3年12月9日に地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】介護保険料等の還付事務に係る住民基本台帳ネットワークシステムの利用について(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課及び高齢者医療課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/tejanbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_148	総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省老健局介護保険計画課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	149	03_医療・福祉	施行時特例市	宝塚市、兵庫県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第143条、第200条第2項 地方税法第18条の2	介護保険料の督促事務における時効の完成猶予期間の設定	介護保険法第200条第2項の規定について、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間、時効の完成を猶予する旨を規定すること。	【現状】 地方税法においては、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間、時効の完成が猶予されているが、介護保険法には同様の規定がない。[地方税法第18条の2第1項第2号] 地方税・介護保険料とも、滞納処分は国税徴収法の例によることから、督促状を発した日から起算して10日を経過した日まで行うことができない。 【支障】 介護保険料については、督促から10日間は滞納処分を行うことができないにもかかわらず、時効の計算には当該期間が含まれるため、滞納者が有利となる現状がある。 地方税の滞納者は介護保険料も滞納している場合があり、時効の考え方について制度的な統一性が図られていない。 多くの滞納事例を抱え、時効経過までに滞納処分を行うことができない事例も生じている。	—
R3	150	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	船舶安全施行規則第1条第6項、海上運送法第20条第2項	播磨灘における船舶の航行に関する規制緩和	平水区域限定のクルーズ船が播磨灘を通過できるよう、限定沿海区域の基準緩和、あるいは気象の穏やかな時季限定で航行を認めるなど、柔軟な対応(一律の区域設定ではなく細やかな区域設定を行う、平水区域の気象・海象の静穏要件を通年から特定時季に限定、限定沿海区域(往復2時間以内)の時間延長)をすること。 「インバウンド船旅振興制度」において、人の運送をする不定期航路事業のうち、一定の条件を満たす観光航路の運航可能日数を30日から180日間に延長すること。	【現状】 船舶の航行区域は、波高や陸岸からの距離により、平水区域、沿海区域、近海区域、遠洋区域の4つに分かれ、区域に応じて、安全基準が設定。 播磨灘では、波やうねりの発達を妨げる島がないことから、一帯が沿海区域に指定され、クルーズ船が播磨灘を航行するためには、平水区域航行の船よりも高い安全基準が求められる。 インバウンド旅行の個人旅行の進展を踏まえ、「人の運送をする不定期航路事業」における同一航路運送に関して、一定の条件(既存の生活航路の運航に影響を及ぼさない等)を満たす観光航路を、年間30日間まで運航可能とする「インバウンド船旅振興制度」が2019年4月に創設。 【支障】 兵庫県では、「ひょうごツーリズム戦略」に基づき、世界有数の多島海である瀬戸内海を活かした観光の推進を重点施策として掲げ、2025年の大阪・関西万博に向けた海上交通確保に取り組んでいる。 大阪・関西万博は、コロナ禍により減少したインバウンドをV字回復させるきっかけとして、特に関西では、クルーズ船による観光を推進しているが、以下の支障がある。 県内事業者が持つ多くのクルーズ船の航行区域が平水区域のため、沿海区域に指定されている播磨灘の明石沖周辺の航行ができず、観光事業者に瀬戸内海クルーズの協力依頼を行っても断られる状況にある。 また、平水区域から往復2時間もしくは、平水区域に挟まれている場合は2時間以内で横断できる沿海区域は、限定沿海区域として沿海区域の船舶の基準が緩和されているが、限定沿海対応のクルーズ船でも、航行速度の性能が十分でない場合は2時間で播磨灘を航行できず、瀬戸内海の魅力を十分に活用した観光振興施策を推進できない。 昨年12月に閣議決定された万博の基本方針では、「鉄道・道路・空路・海路などの交通インフラを機能強化する」とされており、本県でも、官民一体となって神戸や淡路等から夢洲までの海路確保を進めている。事業者からは、定期航路は収支が合わず、期間限定ならば可能との声があったため、期間限定での就航を検討しているが、「インバウンド船旅振興制度」では年間30日までしか就航できず、大阪・関西万博の全ての期間中に対応できない。	—
R3	151	11_その他	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和3年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局「起業支援事業について」 5. 起業支援金の支給について	起業支援制度における補助対象期間に関する運用見直し	前年度に起業した者も支援対象となるよう、公募開始日以降(今年度は4月1日公募開始)となっている起業時期の要件を前年度4月1日からとすること。 補助対象期間が「交付決定日(概ね8月1日頃)以降」と定められており、4～7月に起業する者にとって最も経費を要する時期(事業所開設に係る改修費、初度備品費等)が対象とならないため、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること。	【現状】 当県では、わくわく地方生活実現政策パッケージ(地方創生推進交付金)を活用して、Uターン等による起業支援を行っている。 [ミドル起業家支援事業(社会的事業枠)、ふるさと起業家支援事業(東京23区等からのUターン者枠)] 国の制度設計に従い、応募資格は公募開始日(今年度は4月1日)から当該年度1月末までに起業した者、補助対象期間は交付決定日(当県の場合概ね8月1日頃)から1月末までとなっている。 【支障】 一般的に起業する場合、補助制度を前提に起業後すぐに事業活動を行う場合よりも、起業後一定の準備期間を経た後に事業活動を行うことが多い。しかし、本制度では起業時期が当該年の4月～1月(10か月間)に限られており、こうした準備期間を経る場合など、前年度中に起業(登記)して、今年度に事業開始する場合は支援対象とならない。 [当県の他の起業家支援制度では、前年度4月～当該年度1月末(22か月間)を支援対象としている] 当県の他の起業家助成事業(女性起業家支援事業)の実績では、前年度起業者が61%であったことから、国交付金を活用した起業家支援事業でも、過半数の補助案件を逸している可能性がある。 補助対象期間が、交付決定日以降となっているため、4月から7月に事業所開設に要する経費として支出した改修費や初度備品費等を補助対象とすることができない。 [実際に採択された案件でも設立当初に必要な建物改修に経費を充当した事例が極めて少ない] [当県の起業支援制度(若手起業家支援事業)では4月から7月に支出する経費は、事業費の概ね2割強] 応募期間や補助対象期間が限定されていることから、応募自体も低調であり、制度目的を達成する上での支障となっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	152	11_その他	都道府県	兵庫県、神戸市、京都府、京都市、和歌山県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業について」 7. 返還制度 住民基本台帳法第30条の10(別表第2)、第30条の12(別表第4)	移住支援金制度における居住確認事務に関する運用見直し	移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること。 廃止しない場合は、①移住元の所在地や在住期間の確認、②移住先の居住確認の事務が煩雑であるため、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務となるよう住民基本台帳法別表に位置付けるなど、自治体において効率的な事務運用が図られるようにすること。	【現状】 当県では、わくわく地方生活実現政策パッケージ(地方創生推進交付金)を活用して、東京圏からの移住者が県内で新規就業または起業等をした場合に支援を行っており、制度の活用は県内36市町に拡大している。 移住者は、申請時に移住元の所在地や在住期間(直近10年のうち5年以上)を確認できる書類(住民票除票や戸籍附票の写し)を提出するとともに、移住先の県内市町に5年以上継続して居住する意思表示を行う。 支援金の申請日から3年未満で転出した場合は全額、5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならない。 【支障】 移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年にわたり居住確認を行う必要があり、煩雑な手続となっている。 東京圏在任時に転居歴の多い申請者は、移住後、東京圏の複数の自治体に住民票除票の交付を郵送等で依頼する必要がある。 移住先市町は返還の要否を確認するため、支給後5年に渡って、申請者の居住確認を行う必要があるが、申請者が市町外に転出した場合、転出先の市町に住民票を請求して確認するなどの手続が必要である。また、移住支援金の財源を国・県・市町が負担していることから、自らの市町からの転出のみならず、転出先の市町からのさらなる転出の有無や、県内に留まっているかについても確認を行うこととなる。 当県では令和2年度に5件の移住支援金の支給を行っており、上記のような具体的な居住確認の義務が生じる。 また、昨年12月に支援対象が拡大(第二新卒、専門人材、テレワーク等が対象化)され、今後ますます支給対象事例が増加すると見込まれる。 [令和2年度の支給実績] 5件(内訳:神戸市1件、姫路市1件、加西市1件、淡路市2件)	—
R3	153	11_その他	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条 公営住宅法第29条、第32条 公営住宅法施行令	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務を私人に委託できるように求める制度改正	令和2年の地方からの提案等を受け総務省において開催されている「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」等において、公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務について国土交通省と連携し検討を行い、当該損害賠償金について私人に委託できるように制度改正を求める。	【現状】 県営住宅の明渡し請求後に明渡義務を履行しないことに基づく許可取消後家賃相当額(損害賠償金)は、公金の取扱いを認められた金融機関でのみ収納可能であり、その他の私人(債権回収会社等やコンビニエンスストア等)に収納事務を委託することはできない。 令和2年3月24日付け国土交通省通知により、損害賠償金の徴収事務のうち、私人委託が可能な範囲が示されたが、納付書の作成・送付等の事実行為又は補助行為に止まり、その収納事務を私人に委託することは依然として認められていない。 当県では、自動車税のコンビニ収納を平成18年に導入しているが、現在の納付実績が45%であり、幅広く活用されている。 なお、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、総務省において、「①地方公共団体の判断により、公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることについて、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で検討し、結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、②同結論を待たず、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(地方自治法施行令第158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。 【支障】 県営住宅を退去した滞納者の8割程度は、家賃と損害賠償金の両方を滞納しており、家賃の収納(集金代行)は、地方自治法施行令の規定により私人委託が可能であるため、債権回収会社及び弁護士に委託し、債権回収会社等の口座への銀行振込やコンビニ収納により債権回収の効率化を図っている。 一方、損害賠償金の収納は、公金の取扱いを認められた指定金融機関に限られるため、県が金融機関用の納付書を発行して債務者に送付している。 現在、県で管理している債権のうち、滞納家賃の支払いを終え、損害賠償金の納付が滞っている総額は約3千万円となっている。その原因を調査したところ、日中は就労しているため取扱時間内に金融機関に行けないという理由が大半となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	154	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。 もしくは、罹災証明関係業務の応援に係る経費について、全額特別交付税措置を行うこと。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の設置、②食品・飲料水の供給、③住宅の応急修理、④埋葬など10事務に限定。 発災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するため、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠だが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務は災害救助費の対象外。なお、罹災証明書は活用目的毎に申請するのではなく、原本証明等により写しを活用することが通常で、その速やかな発行こそが災害救助業務の遅延防止に繋がる。 災害救助費は、国庫負担(5/10～9/10)の残り(地方負担分)が特別交付税(4/10限度)措置され、国庫負担率が6/10以上であれば特別交付税措置と合わせ実質的な地方負担はゼロになる。 令和元年災害救助法改正で、住宅の応急修理の支援対象が一部損壊(10%以上)まで拡充、令和2年災害対策基本法改正で中規模半壊が支給対象となる等、罹災証明書の必要性が高まっている。 【支障】 令和2年7月豪雨では熊本県内の被災8市町に6,300名を超える応援職員が派遣され、特に大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施できない。 他の自治体から応援職員を派遣する際にも、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務は、災害救助費の対象外であり派遣元自治体の負担となる(特別交付税措置は最大で8割のため、2割は派遣元自治体が負担)。 応援自治体が要した費用は協議により被災自治体に求償可能だが、①求償するか否かの協議(応援自治体)、②求償額の協議(双方)、③求償額の確定・支払い(双方)等、事務負担が発生する。特に被災県では復旧・復興作業にマンパワーを要する中、事務負担が増え、応援自治体においても配慮を要する。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
<p>5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。</p>	-	<p>私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを可能とした。</p>	<p>【総務省】地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第46号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_153</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	155	11_その他	都道府県	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生推進交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル	地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	【現状】 地方創生推進交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てることとなっている。地方公共団体が地方創生推進交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。 ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条] ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条] ③地方創生推進交付金実施計画の作成[地方創生推進交付金制度要綱第4・第5] 企業版ふるさと納税では、地方公共団体が地域再生計画に記載する事業が大括り化され、国が包括的に認定する方式に簡素化された。 【支障】 ひとつの交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金実施計画は転記で作成する部分が多い。 同一の地方版総合戦略に基づく施策であるにもかかわらず、事業ごとに複数の地域再生計画・交付金実施計画を策定していることや、各計画に個別の契約単位まで充当事業を特定して記載していることから、作成・認定手続が交付金申請に当たっての負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	156	11_その他	都道府県	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生拠点整備交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル	地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	【現状】 地方創生拠点整備交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業及びそれと一体となった施設整備等の実施に要する経費に充てることとなっている。地方公共団体が地方創生拠点整備交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。 ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条] ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条] ③地方創生拠点整備交付金施設整備計画の作成[地方創生拠点整備交付金制度要綱第4・第5] 【支障】 ひとつの交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金施設整備計画は転記で作成する部分が多い。 同一の地方版総合戦略に基づく施策であるにもかかわらず、整備拠点ごとに複数の地域再生計画・交付金施設整備計画を策定していることから、作成・認定手続が交付金申請に当たっての負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。	—	<p>(iv:様式の一体化)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式一体化を実施。 (地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分):令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分):令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)</p> <p>(iv:記載事項の見直し等)地方公共団体職員の事務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第63回認定回(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げたものと取り扱う仕組みを講じた。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)</p> <p>※なお、上記の措置をもって本件は全て措置済み。</p>	—	—	内閣府地方創生推進事務局
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。	—	<p>(iv:様式の一体化)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式一体化を実施。 (地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分):令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分):令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)</p> <p>(iv:記載事項の見直し等)地方公共団体職員の事務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第63回認定回(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げたものと取り扱う仕組みを講じた。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)</p> <p>※なお、上記の措置をもって本件は全て措置済み。</p>	—	—	内閣府地方創生推進事務局

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	157	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第33条の20第1項、第33条の22第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項、第89条第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)	都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。	【現状】都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画は、国指針により3年を一期間として作成することとされている。[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条、児童福祉法第33条の20、平成18年厚生労働省告示第395号] 【支障】計画期間が3年間のため、見直しサイクルが非常に短く、計画の策定に係る負担が大きい。また、検証が不十分なまま次期計画の策定作業に追われている実態がある。当該計画では、施設入所者の地域生活への移行や、施設入所者数の削減等の目標を定めることとされているが、地域における相談支援体制や地域生活支援拠点の整備等、ソフト・ハード両面での対応に加え、地域住民の意識醸成を地域と一体となって進める必要があり、短期での目標達成が困難な場合がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	158	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第61条子ども・子育て支援法に基づく基本指針(平成26年内閣府告示第159号) 「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(平成26年1月20日内閣府通知) 「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」(平成31年4月23日内閣府通知)	市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し	市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。	【現状】子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に係る手引きでは、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を行い、これを踏まえて「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。一方、幼児教育・保育の無償化の実施により、これまで各市町村では把握することができなかった幼稚園に通う就労家庭等の状況も把握することが可能になり、アンケート調査の活用によらずとも、詳細な分析が可能となっている。 【支障】第1期(平成27年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の策定に際して、国の手引きに基づいてアンケート調査により算出したところ、項目によっては実態にそぐわない結果となった自治体がある。アンケート調査そのものにも多大な労力や費用が必要となっていることに加え、情報量が多く、調査結果の分析にも長時間を要している。また、計画と実績値が乖離する場合は中間見直し(補正)を行う必要が生じる。手引きには、「具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。」や「教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。」といった記載があるものの、結局、国の基本指針や手引きを無視してアンケート調査を実施せずに計画を立案するわけにはいかない。このため、アンケート調査を実施し、実態から乖離している場合は実績や過去の平均値等を参考に改めて「量の見込み」を算出し直すという作業を行っており、調査項目によってはアンケート調査が無駄なプロセスになっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	159	09.土木・建築	都道府県	徳島県、香川県、愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(セーフティネット住宅)の家賃低廉化に係る国庫補助が受けられる期間については、補助要綱上「管理開始から10年以内(家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあつては、20年以内で地方公共団体が定める期間)のもの」とされているが、高齢者世帯等に限るなど一定の要件をかけた上で、当該期間に関する要件を撤廃するとともに、補助総額(現行:国240万)の増額を求める。	セーフティネット住宅は、今後、公営住宅の老朽化が進んでいく中で、民間賃貸住宅のストックを活用し、要配慮者のための住宅を確保するという観点で非常に有用であると考え。現行制度では、地方公共団体が賃貸人に家賃低廉化補助を行う場合に国庫補助が受けられるが、補助要綱上その期間は、「管理(補助)開始から10年(20年)以内」とされている。この場合、当該補助期間の終盤に入居する者は、短期間しか家賃低廉化補助を受けることができず、それ以降は入居者負担が大きくなるため、実質的には入居を勧めづらくなる。また、要配慮者は、家賃低廉化補助を受けた物件を渡り歩くことも可能であるが、同一生活圏にタイミング良く補助期間が十分残った物件があるとは限らず、高齢者世帯や障がい者世帯に、家賃低廉化補助のある住宅を求めて何度も転居をさせることは、居住の安定確保を図る上で合理的か疑問がある。したがって、現在の家賃低廉化の補助期間・補助総額は、セーフティネット住宅が公営住宅対象世帯の安定的な受け皿として機能する上で、支障となっていると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka_vosan.html	
R3	160	11.その他	都道府県	徳島県、愛媛県、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法13条 地域再生法施行令9条 地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知) 令和3年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和2年12月22日内閣府地方創生推進事務局) 令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に関するQ&A	地方創生推進交付金の対象経費の拡大	地方創生推進交付金について、交付対象経費の要件を、移住者の「暮らしや移動への支援」が可能となるよう、緩和すること。	「個人への給付が対象外」とされているため、移住希望者が移住を検討する上でのネックとして意見が挙がっている、移住先における住居の家賃や生活関連経費、移動経費(移動手段としての、タクシーや航空機、高速バス、レンタカー代等の経費等)といった移住者の「地方での暮らし」への支援には、活用が困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。</p>	—				
<p>5【内閣府(16)(v)】【文部科学省(11)(iv)】【厚生労働省(50)(iv)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>5【内閣府(9)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(49)】子ども・子育て支援法(平24法65) (i)市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に通知する。また、市町村の取組事例等について調査を行い、アンケート調査以外の手法を用いた事例について、市町村に通知する。 [措置済み(令和4年3月18日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡、令和4年9月13日付け「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書)]</p>	<p>・第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(令和4年3月18日事務連絡)にて通知済み ・令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業として取りまとめられた「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月一般社団法人日本開発構想研究所)を令和4年9月13日に参考送付済み</p>	<p>【内閣府】「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日事務連絡) 【内閣府】「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_158</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局総務課</p>
—	—	<p>・令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業として取りまとめられた「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月一般社団法人日本開発構想研究所)を令和4年9月13日に参考送付済み</p>	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	161	11_その他	都道府県	徳島県、愛媛県、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法5条 ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知) ・令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日 内閣府地方創生推進事務局) 	地域再生計画認定手続きの見直し	地方創生推進交付金の交付申請の前提となる地域再生計画の策定について、推進交付金実施計画の提出時期と時期とずらすなど、負担の緩和を図ること。	交付金実施計画の提出とほぼ同時に、地域再生計画も提出する必要があるが、実施計画については事前相談後に国から受けた指摘事項について提出期限間際まで修正や調整を行うため、実施計画と地域再生計画を同時進行で作成する作業が大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	162	11_その他	都道府県	徳島県、愛媛県、高知県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 地域再生法13条 地域再生法施行令9条 地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知) 地方創生テレワーク交付金の取扱いについて(令和3年1月18日 内閣府地方創生推進室) 	地方創生テレワーク交付金の制度拡充	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じ、対象経費のソフト事業への重点配分を可能とすること。 リタイアインフラの活用を促進するため、小規模多数のハード整備が可能となるよう、件数制限を緩和するとともに、単独入居型を対象とすること。 	当県では、既にある程度サテライトオフィスの進出が進んでいることから、ハード整備よりも、進出企業間や地域企業との協働事業や地域支援のための活動経費等のソフト支援に重点を置きたいところ、ソフト事業への経費配分が1団体当たり1,200万までと低いことに加え、施設整備件数が「最大3件まで」、かつ「単独入居型は対象外」とされているため、進出企業が地域の空き家や役割を終えた公共施設等のリタイアインフラを自ら探し(あるいは行政によるマッチングの上)、小規模な改修を行うことにより、サテライトオフィスとして整備し、単独で活用する形態での支援により、多数の企業を呼び込みたい場合に活用できないことから、本交付金の十分な活用が図られていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka-yosan.html
R3	163	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2、第14条の2 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金実施要綱 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合するなど、規定を見直すこと。	<p>【現行制度】</p> <p>鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。</p> <p>また、同法第14条の2により、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施するときは、指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の種類ごとに「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を定めるとされ、当県では、ニホンジカに関して同計画を策定している。なお、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」の採択要件として、同交付金実施要綱で「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定していること」と規定されている。</p> <p>両計画の一般的な違いとして、実施期間について、基本指針により「第二種特定鳥獣管理計画」は原則として3～5年間程度とされている一方、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」は、原則として1年以内と規定されている。このため、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」については、毎年度策定する必要がある。</p> <p>【支障事例】</p> <p>上記のとおり、「第二種特定鳥獣管理計画」とは別に、毎年度、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定する必要があり、過大な負担が生じている。具体的には、毎年度の計画案の策定、利害関係人(林野庁や猟友会等)からの意見聴取、関係地方公共団体との協議を実施することが義務付けられている。また、鳥獣の管理を図るための計画として、管理計画と実施計画が存在するため、計画体系としても分かりづらい。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定している場合は、当然に当該指定管理鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」を策定していることから、別に実施計画を定めなくとも管理計画で同内容を規定することは可能と考える。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (ii)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。	—	(ii) ・地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、募集開始に先立ち、令和3年12月15日に地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の令和4年度事業における対応の方向性について、事務連絡を发出し、周知を図った。 (令和3年12月15日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) ・また、実施計画等の事前相談に対する内閣府からの回答期限と申請開始日との間に一定期間を設けるとともに、地域再生計画と実施計画等の提出期限を異ならせることとした。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地域再生計画)、令和3年12月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地方創生推進交付金)) なお、内示期間の見直しに関連して、国の令和4年度予算の国会での成立を受け、令和4年3月25日に内示(採択事業の公表)を行った。	—	—	内閣府地方創生推進事務局
—	—	—	—	—	—
5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (i)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 ・指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(14条の2第1項。以下この事項において「実施計画」という。)と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)] (ii)指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【環境省】 (16)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を行い、都道府県に通知する。 [措置済み(令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知、令和4年3月29日付け環境事務次官通知)]	第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画について、一定の条件を満たす場合には、統合して策定することも可能であること、その際、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知した。 また、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、様式の簡略化や記載事項の省力化のため、交付要綱等を改正し、都道府県に通知した。	【環境省】第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に係る取扱いについて(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡) 【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金交付要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境事務次官通知) 【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境事務次官通知) 【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要領の一部改正について(令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_163	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	164	06 環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3号 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針	第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続きに関する規定の見直し	鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管理の有識者からの意見聴取を可能とすること。	【現行制度】 鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。 また、同条第3号により鳥獣保護管理事業計画の規定(同法第4条第4項)が準用され、計画策定に当たり自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない。 【支障事例】 当県では計画策定に当たり「環境審議会」の意見を聴取することとなるが、「環境審議会」は特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する「有識者(鳥獣管理に関する学識経験者、狩猟者等)」等が少ない委員構成となっており、必ずしも当審議会での審議にはそぐわないものとなっている。 また、「環境審議会」からの意見聴取に加えて、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、学識経験者等から構成される検討会等の設置及び意見聴取を事実上義務付けており、過大な負担となっている。 【懸念の解消策】 実質的には、指針を根拠とする検討会の構成員である学識経験者等によって具体的な提案が行われており、法の本来の趣旨は充足している。 また、本計画の上位計画である「鳥獣保護管理事業計画」においては、引き続き「環境審議会」での調査・審議が行われるため、本計画と県全体の環境保全及び自然保護の方針との整合性は図られる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	165	09 土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条、第5条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条、第15条 住生活基本法第17条	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る地方公共団体独自の基準等を都道府県住生活基本計画で規定するための見直し	地方公共団体が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に係る国の登録基準の緩和及び住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅供給促進計画において定めることされている。 地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を策定しない場合であっても、住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定することができるよう措置を求める。	【現行制度】 賃貸住宅供給促進計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)の供給目標やその目標を達成するために必要な事項について定めるものである。 同計画の策定は義務ではないが、地方公共団体が登録住宅の国基準を緩和し、また住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、当該計画において定める必要がある。 なお当県は、平成30年度に同計画を策定している。 一方、都道府県は住生活基本法に基づき、全国計画に即して住生活基本計画(都道府県計画)を作成しなければならない。住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅については、住生活基本計画(全国計画)において「居住者・コミュニティ」における基本的な施策として位置づけられており、当県の住生活基本計画(都道府県計画)でも、住宅確保要配慮者に対する取組について記載している。 【支障事例】 このようなことから、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に係る取組については、賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画の両計画で記載しており、県民にとって体系が分かりづらいものとなっている。加えて、両計画の策定時には、それぞれについて有識者会議の開催やパブリックコメント、市町村との協議を行っており、計画の進捗管理も含めて業務量が増加し、効率的でない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	166	03 医療・福祉	都道府県	埼玉県、福島県、富山県、長野県、岐阜県、松山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法第33条及び同法施行規則第33条、歯科衛生士法第6条及び同法施行規則第9条、歯科技工士法第6条及び同法施行規則第5条など	保健師助産師看護師法等に基づく業務従事者届に係る届出のオンライン化	保健師助産師看護師法、歯科技工士法、歯科技工士法に基づく業務従事者届を全国一律でオンライン化し、都道府県における「業務従事者届」の配布・回収・内容確認に係る作業を軽減すること。 また、衛生行政報告例にあわせて集計作業を廃止すること。	【現行制度】 偶数年の12月31日現在、就業している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は、保健師助産師看護師法・歯科衛生士法及び歯科技工士法各法の施行規則で定められた「業務従事者届」を、都道府県知事に対して、提出しなければならない。 「業務従事者届」を受理した都道府県は、国からの統計法に基づく依頼に応じて、その内容を衛生行政報告例として定められた様式にあわせて集計して、国へ提出する必要がある。 【支障事例】 限られた人員及び提出期限の中で、約10万件もの「業務従事者届」の印刷・配布、また、約76,000件の届出の回収及び内容確認(対象者への電話連絡等)、集計作業を実施しなければならず、担当課及び保健所の事務負担が非常に大きい。 また、人の手で内容確認及び集計作業を実施するため、ヒューマンエラーが生じ、統計調査の正確性が損なわれるおそれもある。 【制度改正の必要性】 令和3年1月に厚労省にて公表された「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度の利活用に関する検討会」報告書において、マイナンバー制度を活用した資格管理簿と就業届(業務従事者届)等の情報の突合による人材活用の手法について検討されている。その中で、現状、就業状況(業務従事者届)等の届出先は現行制度通り都道府県とし、国と都道府県が共通のサーバーを通して情報の共有化を図ることを想定されているが、届出情報のデジタル化等今後の在り方については別途検討とされており、本県が求める措置について具体的に明示されていないため、改めて求めるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (イ)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 ・管理計画を策定するに当たり自然環境保全法(昭47法85)51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この事項において「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならないとされていること(7条の2第3項において準用する4条4項)については、管理計画に関し別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 【措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)】</p>	—	<p>都道府県の判断により、必要に応じて審議会の下に部会等の組織を設置し、当該部会等の決議をもって審議会の決議とする規定を設けることで、「基本的な指針」で意見聴取することとしている検討会・連絡協議会を代替することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。</p>	<p>【環境省】第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に係る取扱いについて(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_164</p>	<p>環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室</p>
<p>5【国土交通省】 (20)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112) 都道府県賃貸住宅供給促進計画(5条1項)については、住生活基本計画(住生活基本法(平18法61)17条1項)と一体のものとして策定する際は、都道府県がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するとともに、実際の策定の手続等についても、令和4年中に実態調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>	—				
<p>5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築し、令和4年度中に運用を開始する。</p>	<p>令和4年の業務従事者届から、医療従事者届出システムを通じて、インターネットによるオンライン届出が可能となった。 なお、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについては、令和4年衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告から運用を開始した。</p>	<p>【厚生労働省】令和4年における保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届の届出について(令和4年10月21日付け厚生労働省医政局看護課長通知) 【厚生労働省】令和4年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の届出について(令和4年11月4日付け厚生労働省医政局歯科保健課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_166</p>	<p>厚生労働省医政局看護課、歯科保健課、政策統括官付参事官付行政報告統計室</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	167	06 環境・衛生	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	調理師法第5条の2、調理師法施行規則第4条の2 衛生行政報告例記入要領及び審査要領 令和2年度衛生行政報告例の実施について(依頼)(令和2年2月21日付け政統発0221第4号・各都道府県知事・各指定都市市長・各核都市市長あて厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)通知)	調理師法に基づく調理師業務従事者届制度の義務付けの廃止又は事務負担の軽減	調理師法に基づく調理師業務従事者届制度について、調理師及び行政機関の負担軽減の観点から各地方自治体の活用状況に応じて実施・不実施を各地方自治体を選択できるような制度を見直すこと。 上記見直しが必要な場合は、届出から衛生行政報告例への集計・報告までの一連の手続きのオンライン化や、届出事項の簡素化、スケジュールの見直しなど、手続きの抜本的な見直しを講じ、事務負担の軽減策を講じること。	【現行制度】 業務に従事している調理師は、法令に基づき、従事施設が所在する各都道府県に、氏名や年齢等が記載された「調理師業務従事者届」を2年ごとに届け出なければならない。 都道府県は、従事者届を取りまとめ、厚生労働省の衛生行政報告例(隔年報)において「就業調理師数、就業場所」を報告する必要がある。 【支障事例】 国は従事者届を調理師の資質向上を目的とする研修事業等に活用するとしているが、活用結果が示されておらず、どのように国事業に活かされているか不明確である。 そのような中、当県では予算確保をはじめ契約事務への対応、市町村及び保健所への周知協力依頼、県媒体による周知活動、届出者から県への問い合わせ対応等、多くの行政負担が生じている。 (参考)令和2年度 当県における従事者届の提出件数:16,239件、県調理師会への委託契約額:3,669千円 また、従事者届について、12月31日現在の情報を翌年1月15日までに提出しなければならない、提出期限も短い。加えて、届出書には本籍地都道府県名を記入しなければならない、当該項目の必要性が不明の上、申請者は、自身の本籍地都道府県名を確認する必要があり、調理師や従事施設においても負担が生じているとの声がある。 衛生行政報告例(隔年報)においても、人の手で届出情報の内容確認及び集計作業を実施するため、ヒューマンエラーが生じ、統計調査の正確性が損なわれるおそれもある。 【制度改正の必要性】 平成26年度、総務省は、本制度の目的、活用状況が不明確であり、届出も徹底されていないことから、廃止を含めその在り方を見直すよう厚生労働省に対して勧告を行っている。 平成28年度、厚生労働省は、従事者届を活用する自治体の取組事例を紹介する等の改善措置を講じており、その上で、今後、必要に応じて法令の見直しを行うなど、届出の励行や一層の活用を図るための取組を行うと示しているが、平成29年度以降、従事者届の活用結果が国から新たに示されたことはなく、法令の見直しも行われていない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	168	03 医療・福祉	都道府県	埼玉県、さいたま市、川崎市、川口市、越谷市、静岡県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第19条の3、59条の4 児童福祉法施行規則第7条の11、第7条の17 小児慢性特定疾病指定医の指定について(平成26年12月11日付雇児母発1211第2号)	小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化	小児慢性特定疾病指定医の指定等の一元化し、難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定医と同様に、指定医の申請は主として診断を行う医療機関のある都道府県等に行う見直しを行うこと。 あわせて、申請書に主たる勤務地の医療機関以外の医療機関(他の都道府県等に所在する医療機関も含む)を記載し、指定した都道府県等が公表することを定めること。	【現行制度】 児童福祉法第19条の3に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けるには、都道府県等(都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市)が定める指定医が作成した診断書が必要となる。 指定医の指定を受けるには、勤務地の医療機関のある都道府県等への申請が必要だが、複数の医療機関に勤務する場合、勤務地の都道府県等が異なる場合は、各々の都道府県等への申請が必要となる更新申請が必要となる。 <申請件数> 令和元年度 新規:39件 変更:12件 更新:330件 令和2年度 新規:35件 変更:4件 更新:31件 【支障事例】 現行制度では、医師が複数の医療機関に勤務する場合で、その勤務地の都道府県等が異なる場合にはそれぞれの都道府県等に指定医の指定等の申請をしなければならないと負担が大きい。また、指定する都道府県等においても負担が生じている。(当県が管轄する複数の医療機関に勤務している指定医師数は、令和3年2月末時点で510名のうち83名である。なお、当県が管轄する医療機関に勤務し、かつ、他の都道府県等が管轄する医療機関に勤務する医師については把握できない。) また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定医については、主として指定難病の診断を行う医療機関のある都道府県(政令市含む)のみに指定医の指定等の申請をすることとされており、類似の医療費助成制度にもかかわらず、申請先の考え方が異なるため医師や医療機関からの問い合わせもあり混乱している。 【制度改正における懸念の解消策】 指定医の指定等の申請先を一元化した場合、主として診断を行う医療機関のある都道府県等以外の都道府県等は、指定医の指定等の状況を把握することができないのではないかと懸念も考えられるが、申請先の一元化とともに指定医の指定等を行う都道府県等が指定医師の指定・取消し等を行った場合には、公表することとなっているため、他の都道府県等も指定等の状況を把握することは可能である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	169	09 土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建設業法第3条、同法第8条	建設業法に係る行政機関に対する調査・照会権限の規定の追加	建設業法に、関係行政機関又は関係地方公共団体に対して照会等を行うことができる旨を規定すること。	【現行制度】 建設業法第8条では建設業許可の欠格要件が規定されており、例えば、禁錮以上の刑に処せられ、刑期満了から5年を経過しない者に対しては、県は建設業の許可をしてはならないとされている。 建設業許可申請に際して、申請者は欠格要件に該当しない旨を誓約する「誓約書」を提出することとされているが、当県では、欠格要件の適切な把握のため、他の関係行政機関等に対して欠格要件の調査を行う事例がある。 【支障事例】 建設業法において、関係行政機関等に対する調査・照会権限が規定されていないため、関係行政機関等に対して欠格要件の照会を行っても、個人情報保護等の理由により回答が得られない場合があり、欠格要件の適切な把握に支障が生じている。 類似事例として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、法律の規定に基づく事務に関して、関係行政機関等に対し、照会し、又は協力を求めることができる旨規定されており、産業廃棄物処理業の許可申請に当たり、欠格要件等を調査することができるため、建設業法においても同様の規定を求めるものである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (32)調理師法(昭33法147) 調理の業務に従事する調理師の届出(5条の2第1項)については、令和4年度の次回届出までに省令を改正し、本籍地都道府県名の記載を削除する。また、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において検討することとされている国家資格証のデジタル化の状況を踏まえて、調理師の届出に関する手続のオンライン化に向けて検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【厚生労働省】 (19)通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115)全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲] (関係府省:デジタル庁、総務省及び国土交通省)</p>	<p>調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第81号)を令和4年4月8日付けで公布・施行し、調理師法施行規則第4条の2第2項に規定する調理師業務従事者届の届出事項から本籍地都道府県名の記載を削除した。なお、調理師の届出に関する手続のオンライン化については、令和4年度中に結論を得られるよう引き続き検討中。</p>	<p>【厚生労働省】調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第81号) 【厚生労働省】調理師法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)(令和4年4月8日付け厚生労働省健康局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_167</p>	<p>厚生労働省健康局健康課</p>
<p>5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (vi)小児慢性特定疾病の指定医の指定の申請(施行規則7条の10第1項)については、都道府県等並びに指定医の負担軽減を図るため、令和3年度中に省令及び「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)を改正し、診断を行う医療機関のある一の都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長にのみ申請を行うこととし、その旨を都道府県等及び関係機関に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>小児慢性特定疾病の指定医の指定の申請(施行規則7条の10第1項)については、民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号)により診断を行う医療機関のある一の都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長にのみ申請を行うこととする改正を行う、(令和3年12月27日公布、令和4年4月1日施行)とともに、令和4年3月17日付けで「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)の改正通知を発出した。</p>	<p>【厚生労働省】民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号) 【厚生労働省】「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_168</p>	<p>厚生労働省健康局難病対策課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

年	年別 管理 番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な 内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R3	170	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県、熊本県	環境省	B 地方 に対する 規制緩和	ダイオキシン類対策特別措置法第26条、法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準について	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、地点数を見直すことができるようにすること。	【現行制度】 ダイオキシン類対策特別措置法において、都道府県は大気及び水質のダイオキシン類による汚染状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定地点の数の水準を決定し、国へ報告することが求められている。(令和2年度の県内測定地点数(大気):22(うち県実施分15地点)) 【支障事例】 現在の大気中のダイオキシン類濃度は、本法律を含む関係法令の整備等により、全国的に法制定時より大幅に減少しており、法制定時と現状では大きな乖離が生じている。当県ではダイオキシン類問題の発端となったこともあり、国が告示で定める大気環境基準(0.6pg-TEQ/m3)よりも厳しい基準(0.3pg-TEQ/m3)を独自の目標値として定め、ダイオキシン類の削減を進めた。その結果、近年では濃度の年平均値は大気環境基準の1/10程度まで減少している状況が続いている。(令和元年度の県平均値:0.027pg-TEQ/m3) 当県と同様に、全国で大気中のダイオキシン類濃度が大幅に減少した状況にあっても、都道府県は国が定めた事務処理基準に沿って常時監視の測定地点数を設定し、業務委託による常時監視を行っており、その費用は人件費の高騰もあり、年々上昇しており、令和2年度では県実施分のみで600万円以上の経費を要するなど高額となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	171	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県、川崎市	環境省	B 地方 に対する 規制緩和	大気汚染防止法第22条、法第22条の規定に基づく大気中の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について	大気汚染防止法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視に関する事務の処理の基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定局数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、局地点数を見直すことができるようにすること。	【現行制度】 大気汚染防止法において、都道府県は大気中の汚染の状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定局地点数の水準を決定し、国へ報告することが求められている。 (参考)令和2年度の測定局地点数(括弧内は県実施分) 二酸化硫黄:29(18) 二酸化窒素:80(47) 一酸化炭素:17(8) 光化学オキシダント:56(34) 浮遊粒子状物質:82(47) 微小粒子状物質:67(47) 【支障事例】 近年、当県において、環境基準が設定されている物質のうち、光化学オキシダントを除いて、県内の全ての測定局で環境基準を達成している状況が続いている。例えば、二酸化硫黄(SO2)の環境基準については、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下」と定められているが、当県における直近過去10年間の年平均値は、環境基準よりも大幅に低い値を維持している。(令和元年度の県平均値:0.001pm) 国が定めた事務処理基準では、環境濃度レベルに応じた調整係数により測定局地点数を削減できることになっているが、それでも当県の測定地点数は多く、自動測定機及び局舎の更新、業務委託による維持管理など関連する費用は人件費の高騰もあり、年々上昇し、2018年度以降は県実施分のみで2億円以上の恒常的な経費が掛かっているほか、システム改修の際にはさらに経費を要するなど非常に高額となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	172	11_その他	中核市	豊田市	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	地方自治法第294条	地方自治法の改正による財産区の廃置分合・区域変更に係る要件の緩和	地方自治法第294条において、財産区が成立するのは、従前から財産等を有する場合又は市町村等の廃置分合若しくは区域変更の場合と定められているものを、廃置分合・区域変更に限る部分を改正し、既存の財産区が合併できるようにする。	平成17年度に市町村合併した旧町には13の財産区があり、地区内に存する13の自治区(町内会、自治会などに相当する地縁団体の当市における呼称)と区域を同一としているため、財産区民と自治区民はニアリーイコールの状態となっている。当該地区は、当市の最北東部の中山間地域に位置しており、財産区はほぼすべてが山林で、その管理は、財産区民(自治区民)の“お役”により、下草狩りや林道の補修等が行われて、財産(森林)の運営・管理によって生じた収入は、住民の福祉向上に資する事業に活用されてきた。しかしながら、山間地域の過疎化は着実に進展しており、平成17年の市町村合併時に3,154人であった人口は令和2年には2,205人に、高齢化率は16%上昇し、49%になっている。このような状況下においても財産区の財産は、地域住民が守っていかなければならない。なお、地区の中心部に近い区などは区民の平均年齢が低かったり、ダムなど大規模な施設の用地を貸し付けている区は同様の施設を有しない区の数十倍の収入があったりと、13の財産区の状況(人口・年齢構成、財務状況等)は大きく異なっている。現在、進行する人口減少及び高齢化を食い止めるため、様々な定住促進策に取り組むと同時に、従来の自治区を再編し統合等を行い、住民自治機能の維持増進を目指す方策の検討を住民が主体となって進めている。自治区の再編及び合併は、構成員たる住民の合意で実施することができるが、財産区は地方自治法の規定により合併することができないため、自治区合併したとしても、新自治区内に複数の財産区が存在することになり、活用できる財産区財産(現金収入)の規模に差異が生じ、住民間で不公平感を抱いてしまうことの危機が自治区合併に関する調整を困難なものにしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	173	11_その他	中核市	豊田市	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	公職選挙法第92条、第268条、地方自治法第295条、第296条	財産区議会議員選挙に伴う供託の適用除外	公職選挙法において財産区議会議員の選挙は、地方自治法第295条の規定による条例で規定するものを除く外、この法律中町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する記載(15万円の供託が必要)があるが、財産区については適用を除外する。	(町村の議会の議員の選挙と同様に15万円の供託が必要) 当市のある地区において実施された令和3年財産区議会議員選挙は、全財産区(12財産区、総議員数78名)で無投票だった。(平成17年以降5回の議員選挙が実施されているが、すべて無投票という結果となっている。) 供託を行う際に、立候補者に多くの労力が必要となることや、年間の議員報酬を大きく越える金額を負担することから、供託に伴う負担が軽減できないかという声が多く上がった。そのような状況下で、高齢化により財産区議会議員の担い手が不足していくことが危惧されており、供託を義務付ける必要性に疑問がある。	-
R3	174	11_その他	中核市	豊田市	総務省、法務省	B 地方 に対する 規制緩和	住民基本台帳法第30条の6	住民基本台帳法の改正による住民基本ネットワークシステム上で閲覧可能な項目の追加	住民基本台帳法第30条の6に定める、住民基本台帳ネットワークシステム上で閲覧可能な項目に「戸籍の情報」を追加する。	地方税法第9条における相続による納税義務の承継において、相続人を調査する際に、住民票(除票)のある市町村(A市)に住民票を請求し、本籍地があることを確認してから再度本籍地のある市町村(B市)に戸籍請求を行っているため、公用請求が2回必要となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【環境省】 (10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (i)大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【環境省】 (12)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (i)大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、測定地点数の算定方法の合理化を図ることにより、地域の実情に応じて測定地点数を削減することを可能とする。 [措置済み(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)]</p>	<p>大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、通知した。</p>	<p>【環境省】「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気中の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.170</p>	<p>環境省水・大気環境局大気環境課</p>
<p>5【環境省】 (4)大気汚染防止法(昭43法97) 大気中の汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【環境省】 (2)大気汚染防止法(昭43法97) 大気中の汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、測定局数の算定方法の合理化を図ることにより、地域の実情に応じて測定局数を削減することを可能とする。 [措置済み(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)]</p>	<p>大気中の汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、通知した。</p>	<p>【環境省】「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気中の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.171</p>	<p>環境省水・大気環境局大気環境課</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	175	11_その他	町	三宅町、浜松市	内閣官房、内閣府、財務省	B 地方に対する規制緩和	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条の2、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第14条、別記様式第3、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A(第9版)＜事業実施・実施状況報告編＞(2020年12月28日)、国税通則法(昭和37年法律第66号)第16条、法人税法(昭和40年法律第34号)第74条	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きの明確化	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附について、寄附価額の算定方法、及び寄附物品の取り扱い方法等手続きを明確化すること。	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)において、事業者より金銭ではなく、物品による寄附の申し出があったが、寄附価額(物品の価額)を算定する基準等が示されていないため、寄附の額を証する書面の作成に関する対応に苦慮した。そのため、物品の価額の算定については、県を始め、内閣府及び税務署に確認をしつつ事業者と調整をする必要があり、物品による寄附の受け入れに支障が生じている。なお、寄附物品の受領後の取扱いについては、そもそもが不明瞭であり、かつ、寄附の方法(一般寄附と企業版ふるさと納税での寄附)によって取扱いが異なるかも不明瞭であるため、活用方法に苦慮している。(例えば、企業から地方創生応援税制での物品の寄附の申し出があった場合に、金銭を前提としている現在の地方創生応援税制の条件を満たせば、一般寄附ではなく、地方創生応援税制での寄附として受領してよいか。また、地方創生応援税制での寄附として、例えば、育児用飲食物を受領した場合において、市町村の裁量により実績報告で報告した事業(子育て施策)以外での活用(災害時での配布等)へと修正ができるのか。また、活用時期について、受領した年度内ですべてを活用しなければならないのか、または翌年度での活用もできるのかなどの取扱い方法が不明瞭であり、苦慮している。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	176	03_医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法第33条、保健師助産師看護師法施行規則第3号様式	保健師等の業務従事状況に係る届出の見直し	保健師等の業務従事状況に係る届出について、 ①本人からではなく就業先からの届出を可能とすること ②電子での届出も可能とすること。	現状、本届出については本人⇒就業先⇒市町⇒県の流れで取りまとめ、最終的には県が確認・集計作業を行っている。様式が厚生労働省令で定められているため、上記の作業はすべて紙書類により行われており、特に県における確認・集計作業については職員のみでは対応が困難であるため、業務委託を行っている。 ＜参考＞ 調査対象数:約45,000人/2年 業務委託料:約1,000千円/2年	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	177	06_環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	環境省	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第4条第1項、土壌汚染対策法施行規則第23条	土地の掘削等を行う場合の届出の添付書類の削減	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類のうち、同意書については特定有害物質による汚染の状況に関する調査を命令する場合のみ提出させることとする。	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出は全都道府県で年間1万件程度であるが、調査命令が発せられるのはその内1%程度であり、大多数の届出においては同意書が活用されることはない中、事業者から提出を受けている状態である。山林における大規模開発等において、土地の所有者が複数いる場合等、相続がされていないために土地の管理者と登記上の所有者が一致せず、関係人の調査等に時間を要する事案が多発しており、同意書の徴収が届出者の大きな負担となっている。また、届出を受け付ける地方公共団体においても、土壌汚染状況調査対象外の事案について、同意書が提出されないことにより、届出の手続きの完了に時間を要する状況がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	178	08_消防・防災・安全	都道府県	広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高压ガス保安法第5条第1項第1号、第8条、第14条、第20条 液化石油ガス保安規則第9条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4、第37条の5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条、第72条	バルクローリーに係る許可等の一本化	バルクローリー(LPガスの運搬車)の許可等について、液石法上の許可を受けた場合には、高压法上の許可を不要とすること ※液石法:液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ※高压法:高压ガス保安法	大部分のバルクローリーは、高压法による移動式製造設備としての許可等と、液石法による充てん設備としての許可等を受けている。高压法と液石法の許可等に係る基準は同一であるにもかかわらず、充てん先の用途に応じて、両法の許可等を個別に受ける必要があり、それぞれに手数料が必要となる等、事業者にとっては事務的・経済的な負担が生じている。 ＜高压法手数料＞ ※設備の処理能力により手数料が変動(令和2年度実績(処理能力約50,000m ³ /台)の場合) 新規許可・完成検査 計:36,750円 変更許可・完成検査 計:24,500円 ＜液石法手数料＞ 新規許可・完成検査 計:64,000円 変更許可・完成検査 計:44,000円	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	179	06_環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法、下水道法	下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可に係る提出資料の簡素化	下水道法に基づく下水道事業計画の協議及び都市計画法に基づく下水道に関する都市計画事業の認可に係る資料について、電子媒体による提出を可能とすることを求める。 また、資料を紙媒体で提出する場合にも、共通する資料は一方の手続における提出をもって足りることとし、再度の提出を不要とすることを求める。	下水道事業を運営するにあたっては、下水道法に基づく「下水道事業計画の協議」及び都市計画法に基づく「都市計画事業の認可」が必要である。「下水道に関する都市計画事業認可に係る申請図書及び下水道事業計画の認可に係る申請図書の統一等について」(平成3年1月28日都市局都市計画課建設専門官事務連絡等)により、下水道事業計画の協議と都市計画事業の認可に係る関係資料で共通するものについては、一方で作成した資料を転用することが可能となっている。しかし、当該資料を紙媒体で2部用意し、地方整備局にそれぞれ提出することについて、印刷費用等に負担が生じている。このため、政府全体で行政手続のデジタル化が推進されていることも踏まえ、電子媒体による提出を早期に可能とすべきである。また、紙媒体で提出する場合であっても、一方の手続の中で提出した資料は、地方整備局内で共有すれば足りると考えられるため、もう一方の手続のために地方公共団体に資料の提出を改めて求めるべきではないと考える。 【資料の提出までに要する委託費用】 下水道事業計画の協議手続に関する資料…900万円 都市計画事業認可手続に関する資料 …150万円～200万円 ※上記はデータ作成費用も含まれているが、紙媒体での提出が前提となっているために通常の印刷機では対応できない図面等を委託して印刷する必要があることから、これを省略することにより、相当程度の委託費用の節減が期待できると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣官房(3)】【内閣府(8)】【財務省(7)】 法人税法(昭40法34)及び地域再生法(平17法24) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、寄附物品の価額の算定の考え方及び寄附物品受領後の取扱いに関し、地方公共団体に令和4年中に文書で周知する。	—	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きについて明確化する事務連絡を发出するとともに、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改訂を行った。	【内閣官房】【内閣府】「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きについて」(令和4年11月14日付け内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_175	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局
5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするともに、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築し、令和4年度中に運用を開始する。	令和4年の業務従事者届から、医療従事者届出システムを通じて、インターネットによるオンライン届出が可能となった。 なお、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについては、令和4年衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告から運用を開始した。	【厚生労働省】令和4年における保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届の届出について(令和4年10月21日付け厚生労働省医政局看護課長通知) 【厚生労働省】令和4年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の届出について(令和4年11月4日付け厚生労働省医政局歯科保健課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_176	厚生労働省医政局看護課、歯科保健課、政策統括官付参事官付行政報告統計室
5【農林水産省(17)】【環境省(12)】 土壤汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【農林水産省(12)】【環境省(15)】 土壤汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書については、省令を改正し、その添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面の添付をもって代えることを可能とする。	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、同意書の添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」を添付することとした。	【環境省】土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月24日付け環境省令第6号) 【環境省】土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付け環水大土発第2202212号環境省水・大気環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_177	環境省水・大気環境局土壌環境課
5【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)及び充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項)等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【国土交通省】 (12)下水道法(昭33法79)及び都市計画法(昭43法100) 公共下水道又は流域下水道の事業計画の協議等(下水道法4条2項及び4項並びに25条の23第2項及び5項)及び下水道に関する都市計画事業の認可の申請(都市計画法60条1項)に係る提出書類については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月1日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知、令和3年11月1日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)]	—	下水道法に基づく事業計画の協議及び都市計画事業の認可申請に係る提出書類については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知した。	【国土交通省】下水道法に基づく事業計画の協議等において提出する書類の取扱について(技術的助言)(令和3年11月1日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知) 【国土交通省】都市計画事業等の認可等において提出する申請書等の取扱について(技術的助言)(令和3年11月1日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_179	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課、都市局都市計画課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	180	11_その他	都道府県	広島県、宮城県、三重県、広島市、中国地方知事会	デジタル庁、外務省	B 地方に対する規制緩和	旅券法第3条、第8条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項、第20条第2項、第21条の3、デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)	地方公共団体の取り組みを阻害しない形での旅券発給業務の電子申請の導入	旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、分権改革の進展を機に、「身近な窓口を」「どこでも」利用できるようにするため、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができる等の権限移譲を進めてきたところであり、そのシステム整備にあたっては、こうしたこれまでの地方独自の住民利便性向上のための取組成果が電子申請でも利用できるようにするなど、地方の取組が後退しないシステム設計とすること。	現在、国ではデジタルガバメント実行計画に基づき行政手続のデジタル化を進めており、旅券発給業務においては2022年度から電子申請等の導入を検討している。(旅券申請の際は旅券窓口に出頭が必要。システム導入後も窓口出頭義務は残る予定。)旅券事務は都道府県の法定受託事務であるが、国民の1/4が旅券を所持する事情などを踏まえ、多数の都道府県が分権改革の進展を機に、身近な窓口である市町村への移譲(35都道府県902市町村)、更には移譲県の一部(当県など4県)では県民が住所地のみならず県内全ての市町村窓口を利用できるようにするなどの地方独自の住民サービス拡充に努めている。こうした地方分権の取組が後退しないよう、新たな電子申請の開発に当たっては、国は、地域の実情を十分に把握し、全国一律の仕組ではなく、当県などが住民サービス向上の観点から実施している県内市町村窓口の自由選択などの仕組が、電子申請でも利用できるようにする必要がある。当県においても、居住市町村のみではなく全市町村の窓口において紙書類での申請を可能としているが、外務省が構築しようとしている電子申請システムが居住市町村においてのみ申請が可能となった場合、住民サービスの促進が妨げられる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	181	02_農業・農地	中核市	呉市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)実施要綱	強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)の活用できる期間の拡大	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)」を活用した事業の実施にあたって、まずは農地・農業用施設災害復旧事業等により農地等の復旧が必要な場合があるが、このような場合においても、当該交付金については、災害発生年度に終了することが事業要件とされている。そのため、農地等の復旧事業が遅延した場合に、当該交付金を事故繰越しても活用できないことがあるため、災害復旧の状況に応じて対応できるよう当該事業要件を災害発生年度の翌年度まで終了することとする等により当該交付金を活用できる期間の拡大を求める。	平成30年7月豪雨災害の被災者に対して、「経営体育成支援事業の被災農業者向け経営体育成事業」を活用し、農業用施設等の復旧を予定していたところ、その農業用施設等を設置する農地の災害復旧事業の完了が遅れたため、最終的に当該交付金事業が実施できない事例が生じた。具体的には、モルメールやかん水施設などの復旧を行う交付金事業を実施する予定であった箇所に係る農地について、当初単年度で復旧することを予定していたが、周辺の農地含め広範囲で被災した影響により工業者が不足する等して、工期の遅れが生じたことから、結果的に事業完了までに3年を要することとなった。その結果、農業用施設等の復旧事業に関する交付金事業の予算について、農地の復旧事業の工期の遅延を踏まえて2度繰越しを行ったものの、災害発災年度から3か年度以内に事業を実施することができなかった。以上のことから、農地の災害復旧事業の完了後に実施する予定であった交付金が活用できないこととなり、同程度の補助事業の対応を令和3年度に市単独事業で実施することとなった。今後も同様のケースが発生しうることから、こうした場合においても、事業要件を災害発生年度の翌年度までに終了することとする等により活用できる期間を拡大することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka-yosan.html
R3	182	05_教育・文化	指定都市	広島市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分等について(令和2年12月9日付け2文科施第281号) 財産処分手続ハンドブック(平成31年3月)Q8	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関する報告について、提出期限を財産処分予定時期の2か月前としている取扱いを見直すことを求める。	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分には文部科学大臣の承認を要するが、承認手続の簡素化を図るため、補助事業終了後10年以上経過した財産の無償による処分などの場合は、文部科学大臣への報告をもって承認があったものとする包括承認制が認められており、その報告は財産処分予定時期の2か月前までに行うこととされている。当市では、令和2年3月末に廃校となった施設の一部について、同年3月初旬に、地元住民から4月以降自治会で活用するため無償貸与してほしい旨の申し出があったことから、この包括承認制を活用し手続を進めたが、住民からの申し出の時点で既に文部科学省への報告期限を過ぎていたため、別途、報告遅延に係る願末書を作成する必要が生じたという事例があった。本来、学校施設等の活用により地域を活性化させていくという観点からは、地域住民等のニーズには可能な限り、迅速かつ柔軟に応えたいと考えているが、事務の簡素化から導入された包括承認制を活用する際に、報告期限が2か月前までに設定されていることは大きな支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	183	01_土地利用(農地除く)	指定都市	広島市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、離島活性化交付金事業実施要綱	離島活性化交付金の弾力的運用	離島活性化交付金を活用し整備する災害時電力供給システムについて、当該交付金の目的(緊急時における利用)を妨げない範囲において、目的外使用(平時における利用)が可能となるよう、当該交付金で整備した施設の使用範囲の拡大を求める。	当市では、離島において災害発生時に燃料輸送や電力供給が停止した場合に備え、太陽光発電と中古EVバッテリーの再利用による災害時電力供給システムの構築を検討し、その財源の一部に離島活性化交付金(安心安全向上事業のうちの防災機能強化事業)の活用を検討している。また、現在、当該離島内には公共交通機関がなく、ガソリンスタンドもないことから、高齢化が進む住民の移動手段及び観光客の利便性向上のために、電気自動車等による交通手段の確保についてあわせて検討している。このため、両事業を一体化し、災害時電力供給システムにEV充電設備を接続し、平時の電気自動車等のエネルギー供給源とする案を検討し、交付金の活用について、広島県を通じ国土交通省に相談したところ、災害時電力供給システムは、災害時の利用に限定する場合に交付金の対象となり得るが、平時の利用は目的外使用にあたるため、交付金の対象とならないとの回答があった。交付金の目的(島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流の促進、観光の推進等による交流の拡大促進、地域防災力の向上等による安全・安心な定住条件の整備強化等)を重視しつつ、災害時電力供給システムを災害時だけでなく、復旧過程から復旧後の平時にまで利用できるようにすることが、交付金の有効活用に資すると思慮するものであり、硬直的な運用が効率的な取組の支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	184	06_環境・衛生	指定都市	広島市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、同法施行令第14条、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知第12	農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化	農業に伴う野外焼却が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では焼却禁止の例外とされている一方で、厚生省からの通知においては「処理基準を順守しない焼却として行政指導等を行うことは可能」としていることについて、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を、指導の対象とするか否かについて、例えば、地域において軽微な焼却に係るルール作りが行われていることをもって、各地方公共団体が判断することができる」旨の見解を、通知等で明確にするよう求める。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の焼却を禁止し罰則規定が設けられる一方で、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等は例外とされている。また、この例外について、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知においては、「焼却禁止の規定は、悪質な廃棄物の焼却を罰則の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであり、罰則の対象として馴染まないものについて例外を設けているが、これらについても、処理基準を遵守しない焼却として行政指導等を行うことは可能」とされている。当市としては、例えば、都市部と農村部では当然違いがあり、一律の基準の下で指導を行うことは現実的ではなく、地域コミュニティの中での合意が得られるのであれば、その地域の実情に応じて、指導の対象としないことができるなど、柔軟な対応が必要なものと考えており、農業従事者による野外焼却に係る近隣住民等からの苦情(年間100件程度)に対しては、その都度、状況確認を行い、必要に応じて生活環境への配慮を行っていただくよう、指導を行っている。しかしながら、上記のように法律と通知で相反することが規定されていることにより、指導の現場では、農業に伴う野外焼却が認められていないと主張する者と、認められていると主張する者が対立する構造になっており、対応に苦慮するなど支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【デジタル庁(3)】【外務省(2)】 旅券法(昭26法267) 一般旅券の発給の申請及び紛失又は焼失の届出に係る事務(3条1項及び17条1項)については、令和4年度からオンラインによる申請等を可能とするに当たり、可能な限り都道府県や事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)に基づき委託を受けた市区町村の事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、オンライン申請等に係るシステムの構築に努める。	—				
—	—	—	—	—	—
5【文部科学省】 (10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	地方公共団体の申請事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」の内容を充実させる改訂を行い、令和4年3月31日付け事務連絡で地方公共団体に周知した。	【文部科学省】「財産処分手続ハンドブック」の改訂について(令和4年3月31日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課振興地域係事務連絡) 【文部科学省】財産処分手続ハンドブック(令和4年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_182	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
5【国土交通省】 (7)離島振興法(昭28法72) 離島活性化交付金の防災機能強化事業については、地方公共団体での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、災害時の確実な利用に影響を及ぼさないと認められる場合に限り、非常用電源設備を平常時に利用することを可能とし、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	離島活性化交付金の防災機能強化事業については、災害時の確実な利用に影響を及ぼさないと認められる場合に限り、非常用電源設備を平常時に利用することを可能とし、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】令和4年度離島活性化交付金事業の要望調査について(令和3年12月24日付け国土交通省国土政策局離島振興課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_183	国土交通省国土政策局離島振興課
5【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45 法137) 廃棄物の焼却禁止(16条の2)については、その例外である同条3号に掲げる場合においても必要に応じて、措置命令(19条の4第1項)その他行政指導等を行うことが可能であることを、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)]	—	廃棄物の焼却禁止については、その例外である場合においても必要に応じて、措置命令その他行政指導等を行うことが可能であることを地方公共団体に通知した。	【環境省】廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に基づく廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の適用について(通知)(令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_184	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	185	02_農業・農地	指定都市	広島市、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条、農地法施行令第2条、農業経営基盤強化促進法第18条	認定農業者等が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権により使用している農地の所有権移転に係る許可要件の緩和等	認定農業者等の担い手が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権に基づき営農している農地が売買される場合において、当該担い手が当該農地につき所有権移転後も利用権の設定を受け、営農を継続することが確実なときには、購入予定者が農地法第3条第2項第1号で定める全部耕作要件に該当しない場合でも所有権移転が認められるよう、制度改正を求める。 具体的には、上記のようなケースを農地法施行令第2条の不許可の例外事例として加えることや、農地法第3条の許可不要事例として加えることを求める。	当市では、担い手の育成・支援により、農地利用の最適化を図っているが、認定農業者が利用権に基づき営農している農地について、現所有者の意向により、隣接する他の農地や宅地を含めて第三者へ売却することとなった。購入予定者は、当該農地の一部を自ら耕作する意向であるが、その他の農地については当該認定農業者に引き続き耕作してほしいと考えており、当該認定農業者も耕作の継続を希望している。 このケースでは、引き続き、当該農地を耕作意欲のある者が耕作することになり、農地の効率的な利用が見込まれ、農地法の趣旨に適用にもかかわらず、購入予定者が農地法第3条第2項第1号で定める全部耕作要件(所有権を取得しようとする者がその取得後において耕作すべき農地の全てを効率的に利用し耕作すること)を満たさないために所有権移転を許可できず、支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	186	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市、川越市、野々市市、指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第27条4項、同法32条3項、介護保険法施行規則第38条、同規則52条、平成29年12月20日付厚生労働省老健局老人保健課長事務連絡	要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し	高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請件数の増加に対応するため、要介護・要支援認定有効期間について、新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月とするとともに、上限を24か月に延長することを求める。	高齢者人口の増加に伴い認定申請件数が増加しており、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等の関係者の負担が増加している。令和3年の制度改正により、更新申請における認定有効期間の上限が48か月まで延長されたものの、新規及び区分変更申請については、原則6か月、上限12か月に据え置かれている。 令和4年度の申請件数は、18% (令和元年度比) 増加することが見込まれ、(過去の実績から) 申請日から処分まで30日以内とする基準に対し、平成29年度の実績値である58.76日程度要する可能性があり、市民生活への影響が懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	187	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第27条4項、同法32条3項、介護保険法施行規則第38条、同規則52条、平成21年老発0930第6号厚生労働省老健局長通知(別添5)、平成30年2月14日付厚生労働省老健局老人保健課長事務連絡(A1、A5)	介護認定審査会を簡素化して実施する場合における通知の省略	介護認定審査会を簡素化して実施する場合に、事前に審査会から包括的同意を得ることにより、審査会への通知を省略できるよう制度改正を行うこと。	平成30年度から導入された介護認定審査会の簡素化は、介護認定審査会委員及び市町村の事務負担軽減に一定の効果があるが、後期高齢者人口の増加に伴い申請件数が増加していることから、さらに簡素化の効果を受け、審査会委員及び市町村の負担軽減をすることは急務である。 審査会への通知を省略できない状況では、審査会において対象者リストを確認し審査判定とする等の取扱いが求められているが、個別の案件を審査しているものではなく、形式上の取扱い手順となっている。これは制度改正することなく運用で対処しようとした結果であると考えられるため、実態に即した制度改正が必要である。 審査会の簡素化を、審査会にかけずに審査判定することを可能にすることにより、申請から結果を通知するまでの所要日数の削減が可能となり、審査会委員及び市町村の事務負担が軽減できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xi)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xii)介護認定審査会における審査及び判定(27条4項及び32条3項)に係る事務については、市区町村における事務の実態を踏まえつつ、社会保障審議会の意見を聴いた上で市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	188	11_その他	市区長会	指定都市市長会	法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	租税特別措置法施行令第41条、第42条、第55条 租税特別措置法施行規則第25条、第25条の2、第26条、第26条の2、第26条の3、第27条、住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について(昭和59年5月22日付国土交通省住宅局長通知建設省住民発32号)	市区町村長による住宅用家屋証明発行事務の廃止	登録免許税の軽減等を受けるために必要となる市区町村長の住宅用家屋証明発行事務を廃止すること。	【現行制度の概要、支障等】 租税特別措置法に基づき、住宅用家屋の取得等後1年以内に登記を受けるもの等について登録免許税の軽減を受けるためには、住宅用の家屋であることを当該家屋が所在する市区町村長が証明したものが必要とされている。当市ではこの住宅用家屋証明の交付事務(法定受託事務)を税務部門で行っているが、年間の交付件数は平均で6,000~7,000件と件数が多く、職員の負担となっている。 また、一般的に、住宅用家屋証明の取得には住民票の写し、登記事項全部事項証明書、建築確認申請の際の確認済証及び検査済証等が必要となるが、法務局での登記手続きの添付書類と重複しており、登記事項全部事項証明書については法務局から取得するものである。上記以外の書類が必要となる場合もあるが、その書類を法務局へ直接提出すればよく、あえて市区町村で住宅用家屋証明を取得する必要がないことから、住民に対して過度な負担を課しているといった支障も生じている。 【縦割り110番における国の見解について】 国の「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」に対して、同様の提案が個人から寄せられていたが、所管省庁の検討結果は、登記所において発行に係る要件の審査を行うことは困難との理由から「対応不可」であった。 しかしながら、国土交通省通知に基づき行っている市町村の審査では、現地調査等は行っておらず、居住実態の把握も住民票上の住所が当該住宅となっていれば居住しているとみなすなど、提出書類の形式的審査である。専門的な判断を要するものではなく、登記所においても同様の審査を行うことは十分に可能であると考ええる。 【住宅用家屋証明の登録免許税以外での用途について】 また、登録免許税の軽減以外にも、住宅ローン減税・贈与税の非課税措置においても住宅用家屋証明は利用されているものの、別途添付が必要な「長期優良住宅認定通知書」の方が、当該住宅の品質や性能を評価した証明書であり、住宅用家屋証明は不要であると考ええる。 なお、住宅用家屋証明発行事務により得た情報を、市町村内の他業務に利用するといったことはないため、廃止することによる支障はない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	189	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会、福島県、平塚市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第29条、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」(平成24年9月14日社援保発0914第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)、「生命保険会社に対する調査の実施について」(平成27年2月13日社援保発0213第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」(平成24年9月14日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)	生活保護法第29条に基づく生活保護の決定及び実施に係る調査費用の負担者についての明確化	生活保護法第29条にもとづく調査にかかる費用の負担先について明確化すること	生活保護の決定及び実施にあたり、被保護者の資産・収入の状況を把握するため、生活保護法第29条に基づき福祉事務所から金融機関等に対し資産・収入に関する照会(「29条調査」)を行っている。29条調査は保護費の不正受給が疑われる場合等にも必要に応じて随時行われており、非常に頻度が高く、行政側・金融機関等側の双方にとって負担が大きい。 厚生労働省通知にて返信郵送料が行政負担であることが示されているものの、生活保護関係法令中には29条調査の費用負担についての規定がないため、回答書類の用紙代や手数料に関して、行政負担とすべきか・金融機関等負担とすべきかが明らかではない。 当市では、用紙代や手数料については原則として金融機関等負担としているが、個別の協議を受けて福祉事務所が各種費用を負担することがある。しかし、費用負担の取り扱いが自治体や福祉事務所毎に異なり得るのは、統一的な運用が求められる生活保護制度の趣旨にそぐわないものとする。 また、金融機関等から用紙代や手数料が行政負担ではないことについての説明を求められることがあるが、明確な根拠法令に基づいた回答ができず対応に苦慮している。実際に、市内の大手金融機関から用紙代の負担を求められているところであるが、対応を検討中である。 なかには費用が行政負担でなければ、29条調査に応じないという金融機関等も見受けられる。(金融機関等の回答義務について何ら規定されていないことも原因であると考ええる。) なお、生活保護制度の性格上、本来的には費用は国が負担すべきものであると考ええる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	190	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会、川越市、野々市市、さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第27条4項、同法32条3項、介護保険法施行規則第38条、同規則52条、平成29年12月20日付厚生労働省老健局老人保健課長事務連絡	要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し	高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請件数の増加に対応するため、要介護・要支援認定有効期間について、新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月とするとともに、上限を24か月に延長することを求める。	高齢者人口の増加に伴い認定申請件数が増加しており、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等の関係者の負担が増加している。令和3年の制度改正により、更新申請における認定有効期間の上限が48か月まで延長されたものの、新規及び区分変更申請については、原則6か月、上限12か月に据え置かれている。 令和4年度の申請件数は、18%(令和元年度比)増加することが見込まれ、(過去の実績から)申請日から処分まで30日以内とする基準に対し、平成29年度の実績値である58.76日程度要する可能性があり、市民生活への影響が懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	191	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育所等利用待機児童数調査について(令和2年3月16日付厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)、令和2年度10月1日現在の『保育所等利用待機児童数調査』について(令和2年10月22日付事務連絡)	保育所等利用待機児童数調査(10月1日現在)の廃止	待機児童対策の効率化のため、毎年4月1日時点及び10月1日時点の2回実施されている保育所等利用待機児童数調査のうち、10月1日時点の調査(以下「10月集計」という。)の廃止を求める。	10月集計においては、「10月1日現在の保育児童の把握」、「保育所等利用待機児童数調査要領に基づき待機児童数に含めない事由に該当するか否かを確認するための保育児童一人ひとりの状況把握(保護者への聞き取り、一時預かり事業等実施施設からの利用者名簿提供など)」、「待機児童の居所確認」、「厚生労働省への報告様式の作成」といった多大な作業が必要となっており、自治体、事業者及び保護者への負担がかかっている。一方で、調査を行う10月時点と実際の次年度4月時点では、施設の空き状況にも保護者の入所意向にも違いがあるため、10月集計をもって次年度4月の待機児童数を見込むことはできず、当市においては10月集計の結果を有効に活用できていない。なお、厚生労働省の公表資料においても、「10月1日の数は、自治体ごとに保育所等入所手続が異なるため参考値として集計している。全国的な待機児童数の動向は、毎年4月1日現在で把握している。」とされており、待機児童対策に係る施策・取組は基本的に4月1日の保育所等利用待機児童数調査の結果を基に進められると考えられるため、10月集計の結果が反映されることはないと推察される。加えて、10月集計が実施される10月下旬から11月末の時期は、次年度の保育所等利用申請の受付開始時期であり、業務繁忙期であるが、調査に係る事務作業により、次年度の4月1日入所に向けた事務が妨げられている状態である。 また、年度途中の保育所等利用待機児童数の把握については、各自治体の実情にあわせ、必要な調査項目、調査方法、調査時期及び公表の要否等について判断したうえで実施すればよく、国主導で調査方法や時期を指定したり、結果を公表する必要はないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【法務省(6)】【国土交通省(10)】 租税特別措置法(昭32法26) 住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置(72条の2等)における市区町村長の証明事務(施行令41条及び42条1項)については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xi)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【厚生労働省】 (56)保育所等利用待機児童数調査 10月1日時点における保育所等利用待機児童数調査については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、令和3年度調査から全国集計を行わないこととする。 [措置済み(保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)及び「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」集計結果の概要資料(令和3年8月27日厚生労働省子ども家庭局保育課))]	—	10月1日時点における保育所等利用待機児童数調査については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、令和3年度調査から全国集計を行わないこととし、その旨ホームページにて周知した。	【厚生労働省】保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)及び「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」集計結果の概要資料(令和3年8月27日厚生労働省子ども家庭局保育課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/tejanbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_191	厚生労働省子ども家庭局保育課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	192	05.教育・文化	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第30条の11 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第56条、第57条	子育てのための施設等利用給付の代理受領に関する基準第57条を改正し、子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等から保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付の廃止	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第57条を改正し、子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等から保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を廃止するため、自治体向けFAQに当該改正内容を追加する。	施設等利用給付について、保護者の利用料負担の軽減が図られることから、代理受領の実施が国により推奨されているところであるが、代理受領の場合であっても施設等は保護者一人一人に提供証明書を交付する必要があり、施設等にとって大きな事務負担となっている。この保護者への提供証明書交付の必要性については、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(令和元年9月13日)」第3―6項後段において給付の適正化にかかる観点が示されている。これは、提供証明書の交付によって保護者が代理受領における施設等利用料を把握しつつ、給付上限額との差額を市町村に対して償還払い請求をすれば、施設側が市町村に対して実際の利用料よりも高い金額について代理受領の申請をしたとしても、それが不正であると認識できる契機になるという理由に基づくものである。しかし、前述の効果は、代理受領と償還払いが混在し、かつ、複数の施設を利用しかつ利用料の合計が上限額に達する場合等といった限定的なものであると考えられる。また、保護者に対して交付する提供証明書に代わり、施設が保護者に配布している募集要領や重要事項説明書等に、本来の利用料と施設が施設等利用料を代理受領する旨を併記する等の方法によっても、保護者は自らの利用料を把握でき、適正給付の目的を達することができる。さらに、代理受領時において、提供証明書を受け取った保護者が自ら請求を行う必要があるものと誤解し、市町村に対して請求を行うことにより、二重請求が発生し、その対応が市町村に求められるケースも想定される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	193	05.教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について(令和2年12月9日付け2文科施第281号) 財産処分ハンドブック(平成31年3月)Q8	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関し、包括承認事項に該当する場合の文部科学省への報告について、提出期限を財産処分予定時期の2か月前としている取扱いを見直すことを求める。	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分には文部科学大臣の承認を要するが、承認手続の簡素化を図るため、補助事業終了後10年以上経過した財産の無償による処分などの場合は、文部科学大臣への報告をもって承認があったものとする包括承認制が認められており、その報告は財産処分予定時期の2か月前までに行うこととされている。当市では、令和2年3月末に廃校となった施設の一部について、同年3月初旬に、地元住民から4月以降自治会で活用するため無償貸与してほしい旨の申し出があったことから、この包括承認制を活用し手続を進めたが、住民からの申し出の時点で既に文部科学省への報告期限を過ぎていたため、別途、報告遅延に係る願末書を作成する必要があるという事例があった。本来、学校施設等の活用により地域を活性化させていくという観点からは、地域住民等のニーズには可能な限り、迅速かつ柔軟に応えたいと考えているが、事務の簡素化から導入された包括承認制を活用する際に、報告期限が2か月前までに設定されていることは大きな支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	194	01_土地利用(農地除く)	都道府県	高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第2条、第3条、第4条、第5条	住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加	住民基本台帳法別表に国土調査法に関する事務を追加することにより、土地の所有者その他の利害関係人等の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。	地方公共団体は、国土調査(特に地籍調査)の実施にあたっては土地所有者等に実施時期や立会いすべき旨を通知することになっている。土地所有者等の現住所を確認するにあたっては、登記簿に記載されている所有者等の氏名及び住所(登記した当時の住所)をもとに、当該住所の市町村に対して公用請求をし、戸籍謄本、除籍謄本、住民票、除票等に該当者がいないか確認を取っている。しかし、本人が転籍、転出等をしている場合には、本籍地、あるいは現住所にたどり着くまでにさらに調査を行う必要があり、多くの時間と手間がかかっている。また、所有者が死亡していることが判明した場合は、対象者を相続人に切り替えて再度同様の調査を行う必要があり、さらに時間と手間がかかることとなる。例として、当県内の市における二地区の地籍調査(3,296件)の実施にあたって、1,500人程度の公用請求が必要だった。なお、1度目の公用請求で所有者の住所等が明らかにならなかった場合は、更に公用請求を行う必要がある。一方、公用請求を受けた各市区町村の戸籍担当課においても、対象戸籍の抽出、子世代、孫世代の戸籍調査などの事務が多く発生している。令和2年の国土調査法改正により、固定資産課税台帳等を確認することによって速やかに立会を求める所有者の住所を確認できるようになったものの、 ・課税されていない山林や農地は固定資産課税台帳で所有者の確認ができない。 ・林地台帳制度開始前から相続登記されていない山林は現所有者が確認できない。 ・固定資産課税台帳等で立会人を確認した場合でも、住民への説明に備えて立会人と登記名義人との関係を明らかにする(家系図を作る)必要がある。 等から、依然として戸籍や住民記録を調査しなければならないケースも多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	195	03.医療・福祉	都道府県	高知県、徳島県、香川県、愛媛県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	保育所等における処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)及び処遇改善等加算Ⅱの基準年度の運用の見直し	処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)の加算要件の見直しにより、令和2年度より加算年度の前年度が基準年度とされたが、令和2年度に「新規事由に該当する場合」に限るとされた経過措置(子ども・子育て支援法による確認の効力が生じる年度の前年度(平成26年度以前からある保育所については平成24年度)(以下「従前の基準年度」という。)を基準年度とできる)について、当分の間、新規事由の有無を問わず適用できるよう求める。また、処遇改善等加算Ⅱについても同様に柔軟に基準年度を選択できるように求める。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)(以下「加算Ⅰ」という。)について、改善の比較対象となる基準年度の見直し(「従前の基準年度」(固定)から「加算の前年度」に見直し)が行われ、令和2年度より、「前年度の賃金水準」を維持する(新規事由に該当する場合(加算Ⅰの新規取得など、ごく一部の例外)には、追加で改善を要する額(特定加算額)を上回る)ことが要件とされた。また、その際、新規事由に該当する場合には、令和2年度に限り「従前の基準年度」を基準年度とできるとする経過措置が講じられた。見直し以前は、公定価格に加算される加算額(賃金改善要件分)を超える賃金改善が行われていることが要件とされており、多くの保育所等では、保育士確保のため、すでに当該要件を超える賃金改善を実施しており、また、毎年の経営状況に応じて追加で賞与を支給するなどを行ってきた現状がある。そのような中、見直しにより、経営状況によって変動する賞与等も含め、前年度の賃金水準を維持することが要件とされたため、一時的な経営の悪化によっても、加算Ⅰを受けられず、賃金を大幅に下げざるを得なくなることを懸念する声が上がっている。以上の状況を踏まえ、令和2年度に「新規事由に該当する場合」に限り講じられた経過措置(「従前の基準年度」を基準年度とできる)について、「新規事由に該当しない場合」にも適用できるとし、改めて当分の間の経過措置とされる必要があると考える。また、処遇改善等加算Ⅱについても、同様の見直しが行われたが、加算Ⅰと同様に基準年度を柔軟に選択できることを可能とする必要があると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka-vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府】 (16) 子ども・子育て支援法(平24法65) (iii) 特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)の利用に関して、特定子ども・子育て支援提供者(30条の11第3項。以下この事項において「提供者」という。)が、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)から施設等利用費(30条の2)の支払を受ける場合については、提供者及び市町村の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とし、その旨を地方公共団体に周知する。	—	特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)の利用に関して、特定子ども・子育て支援提供者(30条の11第3項。以下この事項において「提供者」という。)が、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)から施設等利用費(30条の2)の支払を受ける場合については、関係府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とするともに、その旨地方公共団体に通知を发出し、周知を行った。	【内閣府】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第25号) 【内閣府】「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_192	内閣府子ども・子育て本部
5【文部科学省】 (10) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	地方公共団体の申請事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」の内容を充実させる改訂を行い、令和4年3月31日付け事務連絡で地方公共団体に周知した。	【文部科学省】「財産処分手続ハンドブック」の改訂について(令和4年3月31日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課振興地域係事務連絡) 【文部科学省】財産処分手続ハンドブック(令和4年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_193	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i) 以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・国土調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合	—	国土調査法(昭26法180)の規定に基づく、地籍調査の実施に関する事務について、地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務とすることとする住民基本台帳法(昭42法81)の改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を第208回国会に提出した。 また、令和4年8月19日に住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正(令和4年8月20日施行)するとともに、事前に国土交通省から各都道府県地籍調査担当部局宛てに通知を发出し、国土調査において住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能となる旨等を周知した。	【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年8月19日付け総務省令第55号) 【国土交通省】「地籍調査における住民基本台帳ネットワークシステムの活用について」(令和4年8月19日付け国不籍第265号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_194	総務省自治行政局住民制度課 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	196	11_その他	都道府県	高知県、徳島県、愛媛県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	漁業法第119条、水産資源保護法第4条、都道府県漁業調整規則例の案の送付について(令和2年1月22日付け水産庁資源管理部管理調整課長通知)	都道府県漁業調整規則の認可制度の簡素化	都道府県漁業調整規則の変更の内、法制執務に係ること等については、同規則の認可の際、都道府県の裁量を広く認めること(国の規則例が技術的助言であることの明確化を含む)を求める。	都道府県漁業調整規則については、全国統一的に一定の水準を確保することを目的として「都道府県漁業調整規則例の案の送付について(令和2年1月22日付け元水管第1956号水産庁資源管理部管理調整課長通知)」により、水産庁から都道府県漁業調整規則例が示されている。各都道府県においては、当該規則例を基に各都道府県が漁業調整規則案を作成し、農林水産大臣の認可を受けて定めることができる。しかしながら、各都道府県が漁業調整規則を法制執務上適切と考える用語等に修正しようとしても、漁業法等の文言と完全に一致していないといった理由から、修正が基本的に認められていない。このため、法制執務上適切とは言えない法文の使用を強いられることとなり、解釈次第では内容に疑義が生ずるおそれもあるといった問題があるが、修正しようとする場合は水産庁と数十回やりとりが必要となるため、非常に負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	197	11_その他	都道府県	高知県、新潟県、浜松市、徳島県、香川県、愛媛県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱	地方創生推進交付金の交付申請の円滑化に向けた見直し	地方創生推進交付金の内示を早期に行うなど、交付申請の円滑化のために申請に係る情報共有の在り方等を見直すように求める。	地方創生推進交付金交付要綱(平成28年8月1日府地事第291号)第3条において、「内閣総理大臣が別に定める日までに、大臣に対し、別記様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする」とある。(地方創生拠点整備交付金交付要綱(平成29年2月6日府地事第89号)第4条もほぼ同様)例年、3月29日頃内示があり、4月1日は県が市町村分を取りまとめて交付申請書を提出するという非常にタイトなスケジュールとなっていることから、各団体において十分な内容精査が行えないなど、事務処理の適正化に支障をきたしているほか、年度末から当初にかけた事務負担が非常に増大している。 <考えられる方法> 国の内示時期を早める(他省庁の交付金はもっと早い時点で内示がある)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	198	03_医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第33条の20第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)	市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	関係法令等により策定が義務付けられている、市町村障害(児)福祉計画について、計画期間の延長を求める。	市町村障害(児)計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないが、計画期間が短期間であり、策定業務の事務負担が過大である。また、各自自治体の障害福祉における計画内容の進捗状況を含めた実態把握に加え、当該実態に応じて計画に基づく新たな施策等を構築して目標を達成することや、施策効果を検証して次期計画に反映する十分な検討時間を確保することができない。さらに、市町村障害(児)計画の策定に当たっては、都道府県の計画の内容を踏まえる必要があるが、都道府県も同時期に計画策定しているため、都道府県の計画策定の方向性を踏まえつつ、自治体ごとの課題を反映させ策定することは時間的に極めて厳しい状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	199	01_土地利用(農地除く)	中核市	八王子市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第43条、都市計画法施行令第35条、第36条、開発許可制度運用指針	市街化調整区域における建築物の用途変更に関する都市計画法上の許可不要要件の見直し	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更について、床面積の合計が10㎡以内の場合は、都市計画法第43条第1項の許可を受ける必要がないこととされているが、その許可が不要な規模について、現在の10㎡から、100㎡または200㎡への見直しを求める。	当市の市街化調整区域に位置する沿道集落においては、地域コミュニティの維持や地域振興を図っているが、人口減少、高齢化などの問題が顕著に表れており、当該問題を解決するため、空き家を利用し、集会所などへ用途を変更することが地域住民から求められている。しかし、都市計画法上の用途変更の許可を受けることは、申請者となる地域住民にとっては計画立案から設計、事前相談、許可申請、都市計画法に基づく技術基準への適合のための工事などの多くの専門的プロセスや市の開発審査会を経る必要があり、費用と時間がかかるとともに、許可の見込みが立てづらいことから、当該許可申請まで至らないケースが多いため、既存建築ストックの利活用が進まない状況にあり、地域コミュニティの活動の場が制限されている。国は、建物の用途変更について、令和元年に建築基準法を改正し、確認申請が必要となる面積を200㎡に引き上げる規制緩和を行うなど、既存建築ストック活用の観点から、柔軟な対応姿勢を打ち出したが、都市計画法上の許可不要規模と整合しておらず、地域活性化のネックとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	200	09_土木・建築	中核市	八王子市、福島県、さいたま市、横浜市	内閣官房、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第85条、第87条の3、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2	新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長	建築基準法第85条第1項及び第2項の応急仮設建築物については、その建築工事を完了した後3ヶ月間存続させることが可能であるが、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときに限り、許可により2年以内の期間を限って存続期間の延長が可能になっている。 新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時の医療施設などについて、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が2年3ヶ月を超える存続期間を柔軟に許可できるように制度の見直しを求める。	新型コロナウイルス感染症の発生以降、全国的に隔離診察施設やPCR検査棟などの応急仮設建築物が設置されていると認識しているが、存続期間が最長2年3ヶ月であることから、早ければ令和4年夏には許可期限が到来することとなる。コロナ禍の収束時期が見通せない中、応急仮設建築物について2年3ヶ月を超えて利用できない場合は、全国で支障が生じる可能性がある。 A県の場合、令和2年8月以降、外来診療待合室などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ33件となっている。 B市の場合、令和2年8月以降、仮設診療所などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ13件となっている。 C市の場合、令和2年12月以降、新型コロナウイルス対応発熱外来施設などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ4件となっている。 D市の場合、令和2年4月以降、医療機関から、PCR検査棟などの応急仮設建築物について多数の相談が寄せられており、現在申請中が1件となっている。 コロナ禍の収束時期が見通せない中、地域によってコロナの感染状況や医療施設等の状況が区々であることから、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、特定行政庁が安全性等の観点から支障がないと認めるときに限り、2年3ヶ月を超えて応急仮設建築物の存続期間を許可できるよう、制度の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	201	03_医療・福祉	中核市	八王子市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	児童手当法第18条、同第19条、同第26条、児童手当法施行規則第1条の4第2項	児童手当法第18条及び第19条で使用する被用者数における情報連携サーバー統計数値の活用	児童手当法第18条及び児童手当法第19条で使用する被用者数には情報連携サーバーを使用した統計数値を使用し、個別の照会・確認は行わない形とする。(具体的には、認定請求・年度更新の際に個別に年金情報の確認を行うのではなく、国が統計情報として一括でデータ照会し、処理を行う)	児童手当の認定請求書等の提出については、マイナンバーによる保険情報の情報連携により書類添付の省略が可能となっているが、児童手当法第18条の費用負担及び同法第19条の拠出金を算出するために行っている被用者・非被用者区分の確認(誕生日・毎年6月1日の加入保険及びその筆頭者の確認)については、認定請求・年度更新のたびに情報照会を行い、算出する業務負担が膨大である。マイナンバーによる保険情報の情報連携開始により、被用者・非被用者区分の確認は、国において、システムによる確認が可能となったため、市が個人情報個別に確認し必要な数字を算出するのではなく、国がシステムを利用し、統計情報として算出をして頂きたい。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) 都道府県が漁業調整規則の制定及び改正(漁業法57条4項及び119条2項並びに水産資源保護法4条1項)に当たって参考とする都道府県漁業調整規則例(令2水産庁長官)については、都道府県の円滑な事務の実施に資するよう、その解釈を明確化し、改めて都道府県に令和3年度中に周知する。	—	令和4年3月15日に開催された海区漁業調整委員会事務局職員研修会において、参加した都道府県職員(約140名)に対して、都道府県漁業調整規則例の解釈について説明をするとともに、都道府県漁業調整規則の認可に係るプロセスについて改めて周知を図った。	【農林水産省】都道府県漁業調整規則例について(令和4年3月15日水産庁資源管理部管理調整課会議資料)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_196	水産庁管理調整課
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。	—	(i)国会での予算審議状況や、内示後の交付申請に係る作業に関する情報を事前に地方公共団体にメールで周知した(令和4年2月25日)。	—	—	内閣府地方創生推進事務局
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。	—				
5【国土交通省】 (15)都市計画法(昭43法100) (ii)市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における、建築物の用途変更の許可(43条1項)については、周辺における市街化を促進するおそれがない等と認められるものとして、条例で定められるもの(施行令36条1項3号ハ)及びあらかじめ開発審査会の議を経るもの(同号ホ)の基本的な考え方を参考となる事例を示しつつ改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における、建築物の用途変更の許可(43条1項)については、周辺における市街化を促進するおそれがない等と認められるものとして、条例で定められるもの(施行令36条1項3号ハ)及びあらかじめ開発審査会の議を経るもの(同号ホ)の基本的な考え方を参考となる事例を示しつつ改めて明確化し、地方公共団体に対し、令和4年3月28日にメールにて周知した。	【国土交通省】市街化調整区域における建築物の用途変更許可について(メールによる周知資料)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_199	国土交通省都市局都市計画課
5【内閣官房(2)】【厚生労働省(20)】【国土交通省(2)(iii)】 建築基準法(昭25法201) 新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間(85条4項)又は建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間(87条の3第4項)については、特定行政庁が、一定の手続を経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【内閣官房(1)】【厚生労働省(24)】【国土交通省(6)(i)】 建築基準法(昭25法201) 新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間(85条4項)及び建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間(87条の3第4項)については、特定行政庁が、一定の手続を経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする。 (関係府省:厚生労働省及び国土交通省) [措置済み(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第203号))]	応急仮設建築物等について、2年3か月を超えて存続期間の延長を可能とする建築基準法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(令和4年3月4日閣議決定)を第208回国会に提出(令和4年3月4日)した。 本法案は、全会一致により可決・成立(令和4年5月13日)し、公布(令和4年5月20日)された。なお、建築基準法に係る部分については、令和4年5月31日に施行した。	【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について(技術的助言)(令和4年5月20日付け国土交通省住宅局建築指導課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_200	国土交通省住宅局建築指導課・参事官(建築企画担当)付
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	202	03_医療・福祉	中核市	八王子市、福井市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	児童手当法第7条第3項、第8条3項 児童手当関係法令上の疑義に対する回答について(昭和47年2月18日付児手第20号厚生労働省課長通知)	児童手当制度における住所を変更した日の基準を転出予定日から住所異動の確定日へ見直し	現在、児童手当制度において「住所を変更した日」は、転出予定日を基準としているが、これを住所異動の確定日(転入をした日)に改める。 (具体的には、児童手当法第8条第3項における「住所を変更した日」は、原則として住所異動の確定日を基準とし、転出予定後、長期間転入処理が行われない場合のみ、調査の上、職権で転出予定日より受給資格を消滅する形にされたい。)	現行の児童手当制度において「住所を変更した日」の基準とされている転出予定日は、転出元の自治体でのみ把握している情報であり、転入先の自治体では把握することが出来ないため、紙ベースの連絡票(各自自治体で発行を行っている場合)や電話照会により転出予定日を確認しなければならず、事務の手間が非常に多く、二重支給の原因にもなっている。 現在の「住所を変更した日」に関する解釈は昭和47年2月18日付児手第20号厚生労働省課長通知によって示された非常に古いものであり、住民基本台帳の異動情報が自治体間で電子的にやり取りされている現状とそぐわない。行政処理の合理化を推進する観点からも、原則として「データ照会可能な情報(自治体が住民基本台帳ネットワークシステムで確認できる情報)である住所異動の確定日(転入した日)」を使用すべきであり、システムによる情報照会が不可能な項目(転出予定日)を基準とする運用は非合理であるため、改めるべき。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	203	06_環境・衛生	都道府県	愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町	農林水産省、環境省	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第4条第1項、土壌汚染対策法施行規則第23条第2項	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類の見直し	土壌汚染対策法第4条に基づく届出に係る同意について、土地改良事業の実施に係る同意書で代替可能とする。	土地の形質変更の対象面積が3千㎡を超える事業地区について、土壌汚染対策法(以下、法)第4条第1項に基づき届出を行う必要があり、土壌汚染対策法施行規則(以下、規則)において、届出者が土地の所有者でない場合は土地の所有者等の全員の同意を書面で提出するよう定められているが、近年相続により関係人調査等に時間を要する事案が多発しており、届出に時間を要する大きな要因となっている。 一方、土地改良事業を実施する農業振興地域では、土地利用に制限があることから、これまで当県において特定有害物質による汚染状況調査が必要とされる場合(法第4条第3項)は無く、使用しない同意書の徴取が負担となっているのが実情である。 規則で提出を求める同意書は、土地の形質の変更が行われる場合に指定調査機関等が土壌汚染状況調査を行うことの同意及び調査結果を法第4条第1項の届出に併せて知事に対し提出することの同意が目的であるが、土地改良事業においては、既に事業実施の際に土地改良法に基づき同意を徴集し事業を実施しており、事業実施に伴う一連の調査等に対して既に了解を得ている実態がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	204	11_その他	都道府県	愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、鬼北町、愛南町	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	消費者基本法第9条、消費者教育の推進に関する法律第9条、第10条、地方消費者行政強化作戦2020(政策目標7)	地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることの明確化等	地方版消費者基本計画の位置付けの明確化。加えて、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることを明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の計画期間を一致させることで、地方において計画を統合して作成しやすくすること。	1 地方版消費者基本計画の策定については、国の「地方消費者行政強化作戦2020」の政策目標の中で、「全都道府県で策定」と掲げられているが、消費者基本法には同計画に関する定めがなく、自治体による計画策定に当たっての明確な根拠がなく支障となっている。 2 国の「消費者基本計画」の対象期間(現行第4期:令和2年度～6年度)と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間(現行:平成30年度～令和4年度)を踏まえ地方公共団体が策定することを求められる地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等について、統合して策定できるかが不明であり、また、国の計画と指針の計画期間が異なるため、地方自治体が統合した計画を策定し又は改定する上で支障が生じていることから、国において両計画の計画期間の一致も含めて検討されたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	205	04_雇用・労働	指定都市	横浜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条第3項「高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の実施について」の一部改正について(平成16年11月30日付け厚生労働事務次官通知)	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下、「法」という。)に基づく就業支援業務(請負・委任、派遣、職業紹介)のシルバー人材センター連合(以下、「連合」という。)内の業務移譲の明確化	超高齢社会を迎える中、高齢者の活躍支援は当市として掲げる戦略の大きな柱(中期計画)であり、シルバー人材センター(以下、「SC」という。)は、その要である。就業支援業務のうち、派遣は、事業開始の平成16年以来、連合からSCへの業務移譲の実例がない。SCが契約の実施主体として業務を遂行できるよう、業務移譲の根拠や手続、運用方法を通知等で明確化することを求める。また、この仕組みの実効性を担保するため、業務移譲を希望するSCについては、連合はこれに応じることを原則とすることについての明記も求める。	現行においても、連合からの業務移譲により、SCは契約の実施主体として就業支援業務(請負・委任、派遣、職業紹介)が可能とこのことだが、平成16年以来、連合及びSCいずれも、派遣についての業務移譲が可能と認識していなかったため、以下の支障が生じてきた。 (1)【市民サービスの低下】 現行では、労働者派遣事業について、当市シルバー人材センター(以下、「当市SC」という。)が、会員募集、発注者との調整事務、契約事務など、実質的事務をすべて担っており、連合は、報告・統計業務等の形式的な事務に留まっている。平成16年の通知では、連合のみ契約当事者になれるようにしか認識できず、会員や発注者にとって、不都合が生じ、市民サービスの低下を招いてきた。 (2)【事務の非効率性】 県下の派遣業務全体の契約金額、取扱件数の半分以上を当市SCが占めている中で、契約事務や消費税の支払い等、個々の手続きにおいて、連合を介する必要がある、処理期間が延びるなど、非効率で過剰な事務が当市SCの負担となっている。 (3)【派遣事業の画一化による柔軟性・機動性の阻害】 派遣事業が可能となってから17年が経過する中で、連合加入の各SCの事業規模や取組姿勢も大きく異なっている。現行の仕組みでは、発注者の地域特性や会員の実情及び要望を反映させながら、柔軟で機動的な派遣事業を進めることができない弊害が生じている。 業務移譲を希望するSCは、原則契約の実施主体となり得ることを明記した厚生労働省通知の発出により、連合との業務分担を見直すことが可能となる。	—
R3	206	03_医療・福祉	指定都市	横浜市、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋、大阪市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)	特定教育・保育施設における利用定員の変更に係る公定価格の算定方法の見直し	特定教育・保育施設の定員について、地域の実情(ニーズ)にあわせて0歳児の定員を減らし、かつ1、2歳児の定員を増やした場合においては、公定価格の算定に係る経過措置として、一定期間1、2歳児についても0歳児と同等の基本分単価とすることや、公定価格の特定加算部分の「乳児が3人以上利用している施設」という加算要件について、乳児の利用を要件としない、又は1歳児の利用も加算の要件に加えるなどの見直しを行うことを求める。	当市が実施したアンケートでは、1歳未満で育児休業からの職場復帰を希望している保護者は6.2%であったが、実際には34.0%の保護者が1歳未満で職場復帰している。このような状況は、1歳児の新規受入れ定員が0歳児と比較して非常に少なく、1歳児での新規入所が困難となっていることに起因していると考えられるため、当市では、保護者のニーズに合わせた受入れ枠確保のために、平成30年度から定員変更を事業者に提案している。 しかしながら、各施設において既に0歳児に対応できる保育士を雇用している中で、0歳児の定員を減らし1、2歳児の定員を増やした場合、定員変更により0歳児と1、2歳児の公定価格における基本分単価の差額分が減少することや、主任保育士専任加算及び高齢者等活躍推進加算等の特定加算が受けられなくなることを懸念し、事業者が定員変更を行わない状況となっている。 公定価格の基本分単価については、各年齢区分の乳児及び児童を保育するために必要な単価を設定していることとされているが、地域のニーズにあわせて0歳児の定員を減らした場合であっても、当該年度の0歳児を受け入れるための人員を急に削減することはできないことから、職員配置や収支を調整するための激変緩和措置が必要と考える。また、特定加算部分についても、現在、0歳児のニーズが減少しているなかで、乳児の利用を要件とする必要性が感じられない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p>5【農林水産省(17)】【環境省(12)】 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【農林水産省(12)】【環境省(15)】 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書については、省令を改正し、その添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面の添付をもって代えることを可能とする。</p>	<p>一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、同意書の添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」を添付することとした。</p>	<p>【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月24日付け環境省令第6号) 【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付け環水大土発第2202212号環境省水・大気環境局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/tejanbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.203</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課 環境省水・大気環境局土壌環境課</p>
<p>5【消費者庁】 (1)消費者基本法(昭43法78)及び消費者教育の推進に関する法律(平24法61) (i)地方版消費者基本計画並びに都道府県消費者教育推進計画及び市町村消費者教育推進計画(消費者教育の推進に関する法律10条1項及び2項)については、以下の措置を講ずる。 ・地方版消費者基本計画の策定状況のホームページ等における公表については、地方公共団体名を明示しないこととする。 [措置済み(地方消費者行政強化作戦2020政策目標ごとの現状(令和2年度現況調査))] ・地方版消費者基本計画を策定するか否かは地方公共団体の判断によること、地方版消費者基本計画は都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (ii)消費者基本計画(消費者基本法9条1項)と消費者教育の推進に関する基本的な方針(消費者教育の推進に関する法律9条1項)については、両者の対象期間を一致させるため、次期消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間について、消費者教育推進会議の意見を聴いた上で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	<p>前段について、地方版消費者基本計画の策定状況を公表する際は地方公共団体名を明示しないこととした。 なお、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を一体のものとして策定できることの明確化の措置、及び国の消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間の一致については検討中。</p>	<p>【消費者庁】地方消費者行政強化作戦2020政策目標ごとの現状(11月10日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/tejanbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.204</p>	<p>消費者庁地方協力課、消費者教育推進課、消費者政策課</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	207	03_医療・福祉	一般市	須坂市、長野県、飯山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第42条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条	保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更を求める。	国制度による幼児教育・保育の無償化により、子どもの数は減っているが、想定以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。 (参考)須坂市における保育所等の入所児童数 1,277人(平成30年)⇒1,321人(令和3年) ※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む	—
R3	208	03_医療・福祉	都道府県	岩手県、青森県、宮城県、宮古市、久慈市、西和賀町、田野畑村、一戸町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域支援事業交付金交付要綱	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付申請受付時期の見直し	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付の内示の時期を早めるか、変更交付申請書の提出期限を見直すこと。 なお、提出期限の遅くとも2週間前には変更交付の内示をいただくことが可能となるスケジュールが望ましいこと。	変更交付申請書について、「地域支援事業交付金交付要綱」では、毎年度1月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとされているが、例年、期間間際又は期限後に変更交付申請に係る内示及び変更交付申請書の提出の指示があるため、当該申請書について要綱に示された期限後の提出を余儀なくされるなど、支障が出ている。 【現状】※令和2年度のスケジュール ・12月中旬:(国→県)変更交付申請事前協議書提出の指示(期限:1月上旬) ・1月上旬:(県→国)変更交付申請事前協議書提出(1月末:国の交付要綱上の変更交付申請書提出期限) ・2月中旬:(国→県)変更交付申請に係る内示 ・2月中旬:(国→県)変更交付申請書提出の指示(期限:2月中旬) ・2月下旬:(県→国)変更交付申請書提出	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	209	06_環境・衛生	都道府県	岩手県、宮城県、秋田県	環境省	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金等(指導監督交付金)交付要領	循環型社会形成推進交付金(指導監督交付金)に係る交付対象経費の算定方法の簡素化	循環型社会形成推進交付金(指導監督交付金)に係る交付対象経費の算定に当たり、交付金額の規模に対して過大な事務量を要することから、算定方法の簡素化を求めるもの。	県は、循環型社会形成推進交付金に係る事業を実施する自治体に対して指導する権限を国から受任している。その指導監督事務に係る経費に対して指導監督交付金の交付を受けているが、交付金額の算定に当たって、交付金額の規模に対して過大な事務量を要することが支障となっている。例えば一括購入する事務用品や電話料金、印刷費など、所属の業務全体に関わる経費については、対象経費を抽出することが困難である。按分率(全体の事務量に占める対象事務量の割合)を用いて算定することも認められているが、按分率を算定することは容易でない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka_vosan.html
R3	210	11_その他	都道府県	岩手県、盛岡市、宮古市、久慈市、陸前高田市、八幡平市、葛巻町、西和賀町、一戸町、宮城県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	移住支援事業・マッチング支援事業について(令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局)	地方創生移住支援事業に係る移住要件の緩和	地方創生移住支援事業における移住支援金対象者の移住要件について、年数要件を廃止するとともに、居住地等要件を緩和すること。	地方創生移住支援事業における移住支援金対象者については、令和元年12月に一部要件が緩和されたが、その後、申請件数や問合せ件数の増加にはつながっていない状況にある。東京圏への人口集中の是正を加速するためには、条件不利地を除く東京圏から地方への移住の促進が必要であることから、移住支援金対象者の移住要件について、より一層緩和いただきたい。 具体的には、 ・現在設定されている居住や就業に係る年数要件を廃止いただくとともに、 ・居住地・就業地要件については、 現在の「東京23区内に在住」又は「東京圏への在住かつ東京23区内への通勤」から、「東京23区内に在住」又は「東京圏への在住かつ通勤」に緩和いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka_vosan.html
R3	211	02_農業・農地	都道府県	栃木県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業人材力強化総合支援事業実施要綱、新規就農者確保加速化対策実施要綱	新規就農促進に係る類似事業の一本化	農業次世代人材投資事業(準備型)と就職氷河期世代の新規就農促進事業の一本化	農業次世代人材投資事業(準備型)と「就職氷河期世代の新規就農促進事業」は事業スキームが同じである。交付対象者にとっては、同様の制度が2つあることで、混乱を招く一因となっている。また、交付主体としては、定める実施要綱の違いにより、補助金業務を各事業ごとに行うこととなるため事務量が倍となっている。	—
R3	212	01_土地利用(農地除く)	一般市	那須塩原市、栃木県、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町	法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法による不動産登記に関する政令 国土調査法	地籍調査における既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化	市町村等の地籍調査の実施に当たっては、その成果が登記所に送付された際に、登記官の修正指示を最小限とし地籍図等としての備付けを行うこととなるよう、既存公図と現地の乖離に係る修正方針を統一・明確化することを求める。	地籍調査の成果(地籍調査による一筆地立会いや測量により決定した筆界)について、既存公図(和紙公図等)との乖離を理由に法務局の登記官からの修正指示を受け、地権者等と再調整が必要になる筆が多数発生している。和紙公図は、距離や形状、長狭物の幅や筆界点の位置等が曖昧で、現地と相当の乖離が生じており、登記官の指示により公図の筆界の形状と厳密に合わせることは一度地権者が了承した境界を再調整することになるため、再度の了承が得られにくく、相当の日数と事務負担が生じる結果となっている。現在、各筆の形状や接合部、長狭物の幅等の疑問点がある場合は、全て登記官に相談して立会いを実施しているが、特に山間部や農村部、河川周辺等はその相談件数が年々増加傾向にある。また、立会い前に判明した疑問点は、事前に登記官に相談した後に現地立会い等の対応をしているが、立会い時や立会い後に発生した疑問点は後日登記官に相談し、その後に再立会いを実施するため、当該箇所の対応に時間を要することになる。加えて、現地立会い時に現況と公図との乖離による筆界点や筆界線をどの程度の修正が可能かの基準がないために、地権者への説明及び了解を得ることに苦慮している。本来、地図の整備は法務局の業務であるが、全国的に法務局の地図整備をこの地籍調査事業で補っているのが現状である。地籍調査の迅速かつ円滑な実施及びその成果の活用のため、修正指示を最小限とし地籍調査の成果が作成できるよう、既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化が必要と考える。なお、地籍調査事業では、正確な地図を作成するために1地区あたり数か月の地権者の立会いをいただき、1回の立会いで了承を得られない場合は再立会いを実施、それをもとに地籍図を作成、その後地権者にその結果を閲覧していただいているが、土地の形状、隣接地等との接合部、長狭物の形状、調査地区全体の形状等、全て公図を完全に遵守するのでは、公図と現地を照合する必要がなく、地籍調査を実施する意味自体がなくなってくる。地籍調査は地権者の立会いのもと、形状や距離等の公図の歪み等を修正していくことが目的の一つであるため、ある程度幅を持った形で修正していくことが重要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (v)地域支援事業に係る交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、省令を改正しその算定期間を見直すことにより、変更交付申請に係る手続の運用の改善を図る。 [措置済み(介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号)、令和3年3月31日付け厚生労働省老健局長通知等)]	—	令和3年3月に省令改正を行い、地域支援事業に係る交付金の算定期間を前倒すことにより、変更交付申請を行わずとも、当初交付申請において、介護給付費の実績値ベースで申請できるよう改善を図った。 また、上記運用改善を行う旨を、令和3年9月に各地方厚生(支)局を通じ地方公共団体にメールにて周知した。	【厚生労働省】介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号) 【厚生労働省】介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について(通知)(令和3年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)	—	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【法務省(3)】【国土交通省(3)(iii)】 国土調査法(昭26法180) 地籍調査(2条1項3号)については、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・地籍調査における筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を、法務局及び地方法務局並びに地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・上記通知については、運用状況や関係者の意見等を踏まえつつ、随時見直しを図ることとする。	—	地籍調査(2条1項3号)について、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、地籍調査における筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を通知した。	【法務省】地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(通知)(令和4年3月23日付け法務省民事局民事第二課長通知) 【国土交通省】地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(令和4年3月23日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_21_2	法務省民事局民事第二課 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	213	02_農業・農地	一般市	那須塩原市、さくら市、高根沢町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法第96条の4、第87条の5	市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る議会の議決手続の見直し	土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に関し当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。	土地改良法に基づく災害復旧工事については、国や都道府県がこれを行う場合には、農業者の申請によらないという点では市町村営事業と同じであるにもかかわらず、議会の議決を要せず応急工事計画を定めて実施できる。一方、市町村が災害復旧工事を行う際には「市町村の議会の議決を経て」応急工事計画を定めて実施する必要があることとされている。 ・法定の議決事項であることにも鑑み、当市では地方自治法第179条の規定に基づく専決処分にはよらず、議決を経たうえで災害復旧工事に着手してきたが、議会手続には1～3か月を要すること ・工事の内容は基本的には原形復旧であり、審議において意見が割れることは通常なく、当市では否決とされた例がないこと ・議会では当該応急工事計画に係る予算も議決しており、工事内容の可否は予算の審議でも議論することができること ・都道府県が土地改良法に基づき行う災害復旧工事は、市町村が行う災害復旧工事と同じく、農業者からの申請によらないにもかかわらず、市町村の場合に限り議会の議決を経ることとする理由はないと考えられること ・応急工事計画は、通常事業とは異なり、公告や異議申出が省略されていること ・議決を得た応急工事計画の変更についても再度議決を得る必要があることから、迅速な災害復旧の観点から、市町村が行う災害復旧工事に際しても議会の議決を不要とすべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	214	09_土木・建築	都道府県	福井県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 別紙3の1	複数年契約を行う大規模な木造公共施設等への支援	大規模な木造公共建築物の整備については、木材調達や工事の完成までに複数年を要することから、複数年での契約の場合でも補助対象となるよう制度を見直すこと	大規模な公共建築物を木造で建設する場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となっており補助対象とならない。 当県では、特別支援学校(木造平屋、H17開校)の建築の際、建築の材料として利用される県産スギの準備に約一年を要し、工事期間が複数年となった。 また、近年では博物館の木造建築において、材料(県産スギ等)調達から工事竣工までに約一年半を要している。 支障事例としては、当県の市役所が木造化を検討した際、本体部分の木造化が単年度で工事が終了しないことから申請を断念した事例がある。 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金では一括設計審査として、複数年度の事業が認められているものもあり、当該交付金についても複数年度事業を補助対象とすべき。	—
R3	215	11_その他	都道府県	福井県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条	地域再生計画に係る事務の簡素化	地域再生法第5条で定められた地域再生計画の作成を不要とすること	地方創生推進交付金などは、地域再生法に基づく交付金となっていることから、交付申請とは別に、同法第5条で定められた地域再生計画を予め作成し、認定を受けた上で交付金申請を行う必要がある。 しかしながら実態として、地域再生計画の記載内容は、交付金申請に合わせて提出する交付金実施計画の転記であり、実施計画の作成と同時並行で作成されている。またどちらも内閣府所管であるが、交付金と地域再生計画の窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。 なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域再生計画の作成を不要としている。	—
R3	216	03_医療・福祉	一般市	苫小牧市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第117条	介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し	介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画について、3年を一期として定めることとされているところを、6年を一期として定めることとし、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、日常生活支援・介護予防・重度化防止等及び介護給付等費用適正化に関する取組、その他市町村が実施する施策等に関することは6年ごとに定め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量の算定並びに介護保険料の設定は、介護報酬改定にあわせ3年ごとに市町村介護保険事業計画の見直しとして行うこと。	市町村介護保険事業計画は、介護保険法の規定により3年を一期として定めることとされているが、3年ごとに計画を策定するとすると、計画の策定後すぐに次期計画の策定準備を進めなければならない、計画に掲げる施策・取組実践や、その進行管理(PDCAサイクル)に対し、十分に注力することができない。 また、市町村が実施する施策においては、一定期間(数年間)をもって効果を測定し、次の施策展開につなげていく必要があるものもあるが、計画による取組の開始から次の計画策定までの期間が短く、当該計画期間内で十分な効果検証が難しい状況にある。 加えて、市町村介護保険事業計画に基づく介護給付等対象サービス体制の確保として、新規の施設整備等を進めるに当たり、3年の計画期間内において、実施事業者の選定から事業完了(開設)までを実施する必要があるため、実施事業者の参入が抑制されているほか、当該期間内に施設整備等を完了させるための調整等の業務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	217	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、大阪市、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日付厚生労働省令第37号)第85条第1項第2号	管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し	在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自立支援・重度化防止を推進するため、「薬局に勤務する管理栄養士」についても居宅療養管理指導の実施を可能とすること。	医療機関等の管理栄養士は、居宅療養管理指導を実施できるが、こうした施設に勤務する者は施設内業務が多忙であるため、現実には、勤務中に外出して要介護者宅へ訪問することは困難である。一方、薬局の管理栄養士は、制度上、居宅療養管理指導が実施できないものとされている。 その結果、地域における在宅の要介護者に対する栄養管理は不十分となっており、自立支援・重度化防止の阻害要因となっている。 居宅療養管理指導について、要介護者における栄養管理の重要性に鑑み、薬局の管理栄養士がサービス提供できるよう、基準を見直すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	218	07_産業振興	都道府県	鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第4条	農村地域産業等導入基本計画の抜本的見直し	実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。	農村産業法(旧農工法)については、平成29年に法改正が行われた際、企業の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえ、都道府県・市町村が各計画を策定することとされた。 そのため都道府県は、市町村の農村地域産業等導入実施計画(以下「実施計画」という)の意向や実態に合わせて、基本計画を策定・変更することとなったが、当該改正によって基本計画は、都道府県が望む姿やランドデザインといった観点が薄れたため、その存在意義・必要性が乏しくなっている。 また、法律上は基本計画の策定は任意とされているが、都道府県が基本計画を策定しなければ、市町村は実施計画の策定ができないスキームとなっていることから、都道府県は基本計画の策定が実質的に義務付けられている。 そのため、当県においても、市町村からの具体的なニーズに基づき、この度20年以上ぶりに基本計画を変更しなければならなくなったが、基本計画の存在意義等が低下する中において、関係機関との調整や国への同意付き協議など、計画変更に要する過大な事務負担が生じる状況にある。 一方で、地方拠点法においては、都道府県が地方拠点都市地域(国の同意付き協議)のみを定め、当該地域内の複数市町村等が共同して基本計画(都道府県の同意付き協議)を作成し、類似の特例・支援措置を受けることが可能となっている。 そのため、農村産業法についても、都道府県は、基本計画によらない手法での調整(導入すべき産業の業種や農用地等の利用調整に関する事項等のみを何らかの形で決定するなど)を行った上で、国の基本方針等を踏まえた市町村の実施計画に対する同意を行うスキームに見直し、事務負担の軽減を図ることができると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【農林水産省】 (2) 土地改良法(昭24法195) (ii) 市町村(特別区を含む。)が災害又は突発事故被害のため急速に行う土地改良事業(96条の4第1項において準用する87条の5第1項)については、その応急工事計画に係る議会の議決を不要とするなど、都道府県と同様の手続とする。	—	第208回国会に提出した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、「土地改良法」(昭和24年法律第195号)を一部改正(令和4年法律第44号)。	【農林水産省】土地改良法に基づく市町村が行う復旧事業等の手続の見直しについて(令和4年6月1日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課課長補佐、防災課課長補佐、水資源課課長補佐通知) 【農林水産省】土地改良法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第40号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_213	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (45) 介護保険法(平9法123) (xiii) 介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (45) 介護保険法(平9法123) (xiv) 管理栄養士が行う場合の居宅療養管理指導費(Ⅱ)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12 厚生省告示19))に、指定居宅療養管理指導事業所となっている病院又は診療所と連携している薬局に所属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行う場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【農林水産省】 (13) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112) 都道府県が定めることのできる当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画(4条)については、都道府県の当該計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、当該計画の記載事項に係る見直しを行う。	—	第208回国会に提出した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、「農村地域への産業の導入の促進に関する法律」(昭和46年法律第112号)を一部改正(令和4年法律第44号)。 「農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について」(令和4年5月20日付け官報掲載)を发出。 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和4年5月25日付け厚生労働省職業安定局長、農林水産省農村振興局長、経済産業省経済産業政策局地域産業グループ長通知)を发出。	【農林水産省】「農村地域への産業の導入の促進に関する法律」(昭和46年法律第112号)の一部改正(令和4年法律第44号) 【農林水産省】「農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について」(令和4年5月20日付け官報掲載) 【農林水産省】「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和4年5月25日付け職発0520第1号、4農振第503号、20220517地局第1号厚生労働省職業安定局長、農林水産省農村振興局長、経済産業省経済産業政策局地域産業グループ長通知) 【農林水産省】農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_218	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	219	06_環境・衛生	都道府県	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	気候変動適応法第12条 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条	環境分野における各種計画策定の統廃合	気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。	当県では、環境の保全及び創造に関する基本条例を制定し、条例に基づく環境基本計画を定め、環境基本法第36条が求める環境保全のための必要な施策を総合的かつ計画的に推進している。しかし、環境基本法と趣旨・目的が重複すると考えられる、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画や、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境保全活動等行動計画などの策定が求められている。当県では、これらの計画の一部は上記環境基本計画に包含して策定しているが、個別に策定している計画もあり、複数の計画を策定している現状にある。また、全国知事会による調査によれば、地域気候変動適応計画については22/30府県が、温室効果ガス排出削減等実行計画については21/30府県が他の法令に基づく計画と一体的に策定している実態にあることが判明した。加えて、同調査によれば、温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に当たって平均して16,626千円(人件費:10,657千円、事業費:5,969千円)を要しており、計画を個別に策定すれば、計画の内容や規模により差があったとしても多くのコストを要している状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	220	01_土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法第6条の3第2項 国土調査事業事務取扱要領第31	地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止	法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。	都道府県が定める地籍調査事業計画について、市町村(字単位)ごとの調査面積や調査手法などの詳細な記載を求められ、市町村等の事業主体が策定する地籍調査事業実施計画とほぼ同一の内容を定めることとなっていることに加え、国土調査法には、地籍調査事業計画の変更に関する規定がなく、軽微な変更を含む全ての変更が法令に基づかない手続きとなっている現状にある。国として地籍調査事業の進捗状況を把握する必要性は理解できるが、国負担金等の交付額の変更を伴う場合などの重要な変更については、実務上、国負担金等の交付・変更手続きにおいて把握が可能であり、地籍調査事業計画の変更手続きまで必要とされていることが負担となっている。また、従来、国負担金等の交付額の変更を伴わない地籍調査事業計画の軽微な変更(調査地域、調査面積、実施工程等の変更)については、国への報告は不要であったが、令和2年5月から遅滞なく国に報告することとされた。事業の進捗調整等を目的に、軽微な変更は、多くの市町村で毎年行われており(令和2年度:5回)、地籍調査事業計画の記載内容が詳細すぎることも相まって、その度に生じる計画の変更、国への報告事務が負担となっている。毎年度、事業計画を作成し、当該年度の調査面積等と併せて、前年度までの実績についても記載しているところ、年度途中に変更の情報を国が把握する必要性は低いと考えられ、都道府県及び市町村に新たな業務負担が発生していることも踏まえ、地籍調査事業計画の変更手続きは廃止すべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50) (i)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)21条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	地方公共団体実行計画、行動計画及び地域気候変動適応計画については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを地方公共団体に通知した。	【環境省】地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について(令和4年3月31日付け環境省大臣官房環境計画課、環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室、環境省地球環境局総務課気候変動適応室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.219	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室
5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (i)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続については、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。	—	都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続について、「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、廃止した。	【国土交通省】「国土調査事業事務取扱要領」の一部改正について(令和4年3月30日付け国土交通省大臣官房土地政策審議官及び国土政策局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.220	国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課